第2章　チュニジアの開発状況と援助動向

2－1　チュニジアの開発状況

2－1－1　チュニジアの政治経済状況

1．政治体制

チュニジア共和国は、地中海に面したアフリカ大陸の中央北端に位置する国であり、人口は約1,018万人、面積は日本の約5分の2にあたる163,610km^{2}である[4]。人口の 98%がアラブ系民族で構成され、国民の多くがイスラム教を信仰しているチュニジアは、イスラム文化の色濃いアラブ国家である一方、1881 年から 1956 年までの 75 年間にわたりフランスの保護領であったことから、アラブ・イスラム文化と欧州文化が融合した多文化国家として発展してきた。このような多文化主義はチュニジアの法体制にも反映されており、憲法によって国教がイスラム教と定められているものの、法制度はフランス民法と柔軟に解釈されたイスラム法がベースとなっている。

チュニジアは、1956 年にフランスの保護領から独立し、翌 1957 年に共和制を樹立した。初代大統領には、独立運動を主導してきたハビブ・ブルギバが就任し、同大統領のもとで三権分立等を含む新憲法の制定（1959年）、男女平等を保障する一夫多妻制の禁止、女性の参政権の承認、義務教育の質の向上、人口増加抑止政策の実施、健康医療制度の整備、識字率の向上及び経済インフラの整備等が行われた。ブルギバ大統領は近代国家を目指し革新的な政策を打ち出す一方、1974 年には憲法を改正し自らが終身大統領として就任するなど、集権的な政治体制を構築した。

1987 年 11 月、ブルギバ大統領の健康悪化に伴い、当時首相を務めていたベン・アリが新大統領に就任した。ベン・アリ大統領は、ブルギバ前大統領の政策路線を踏襲しながらも、複数政党制の導入や、大統領の終身制廃止など、民主化に向けた政策を打ち出した。1988 年に複数政党制を導入したことにより、1994 年 3 月の国民議会選挙では野党が 19 議席を獲得し、複数政党からなる国民議会が誕生した。

一方、ベン・アリ大統領は、1994 年及び 1999 年に実施された大統領選挙において圧倒的な支持を勝ち取り再選を果たした後、2002 年には憲法を改正し、大統領の任期制限を撤廃するとともに、大統領候補の年齢制限を 70 歳から 75 歳に引き上げるなど、自身に有利となる政策も実施している。同改正によって、2004 年 10 月の大統領選挙では、ベン・アリ大統領が 94%以上の票を獲得し、4 期目の再選を果たすと同時に、大統領与党である民主立憲連合（RCD：Rassemblement

[4]外務省「チュニジア共和国基礎データ」（http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/tunisia/index.html:,アクセス日：2008 年 2 月 18 日）

Constitutionnel Démocratique）が議会の大半を占めていることから、安定した政権基盤を築いている。

外交政策においては、チュニジアは非同盟中立路線を基本とし、アラブ諸国の一員としての地位を保持しながらも、比較的親欧米的な穏健派として知られている。チュニジアは、アラブ・マグレブ連合（AMU：Arab Maghreb Union）[5]を通じて地域内経済の発展と安全保障面の強化に取り組んでおり、活動が実質的に停滞しているアラブ・マグレブ連合の活動再開にも前向きな姿勢を示している[6]。

チュニジアは EU との関係において、経済連携及び安全保障協力に積極的に取り組んでいる。また、チュニジアは EU と地中海南岸地域諸国のパートナーシップ構築を目的とした「バルセロナ・プロセス」[7]へ参加しており、同プロセスを通じて、EU と 2008 年までに自由貿易圏を構築することが決定している。

対米関係を見ると、チュニジアは米国と安全保障面での連携を強化している。米国は、2001 年 9 月の米国同時多発テロ以降、「対中東構想」として中東・北アフリカ地域の民主化を推進しており、同構想においてチュニジアを中核的な国として位置付けている。また、チュニジアは 2002 年 10 月に米国と二国間貿易協定を締結しており、2013 年までに自由貿易を開始することとなっている。以前からチュニジアはイスラエルとパレスチナの共存を唱えるなど中東和平問題に積極的に取り組んでおり、中東和平の促進及び中東地域の民主化に向けたアラブ同盟国として存在感を高めている。

アフリカ諸国との関係においては、チュニジアは国連及びアフリカ連合（Africa Union：AU）等の活動を通じて、周辺諸国との南南協力を推進するなど、社会開発のための協力体制を構築している。南南協力の実施に関しては、チュニジアは 1999 年 3 月に日本との間で「日・チュニジア三角協力枠組み文書」を締結しており、日本の対アフリカ支援におけるパートナーとしての役割を果たしている。

---

[5] 1989 年 2 月に結成されたチュニジア、モロッコ、アルジェリア、リビア、モーリタニアの 5 か国から構成される地域連合。外交、国防、経済、文化面における域内協力促進とアラブ諸国との連携強化を目的としている。現在、モロッコ・アルジェリア間の対立などにより活動が停滞している。

[6] 例えば、ベン・アリ大統領は、2000 年 6 月にリビアのカダフィ大統領と会談し、アラブ・マグレブ連合の早期活動再開に向けた方策について議論している。BBC News, “Tunisian President in Libya for talks”,（http://news.bbc.co.uk/2/hi/africa/776131.stm, アクセス日：2007 年 10 月 24 日）

[7] EU と地中海諸国の経済連携に向けたパートナーシップの総称。1995 年 11 月にバルセロナにて開催された EU・地中海諸国外相会議において、2010 年までに EU と地中海諸国が自由貿易圏を形成することが決定され、その後の EU・地中海諸国との対話に関する過程を「バルセロナ・プロセス」と呼ぶようになった。

2. ガバナンスの状況

2007 年 7 月、世界銀行は 122 か国のガバナンスの状況を示した「世界ガバナンス指標」に関する報告書を発表した。同報告書は、世界銀行の“世界ガバナンス指標プロジェクト”（The Worldwide Governance Indicators Project）の成果として、1996 年から 2006 年までに公開された情報を元に、対象国のガバナンス状況を数値的に表したものであり、以下の 6 つの項目を用いながら、ガバナンス状況を評価している。

表 2- 1 「世界ガバナンス指標」の評価項目[8]

1. **表現の自由と説明責任（Voice and Accountability）** — 国民が自国政府の選出にどの程度参加できるかと、表現の自由、結社の自由、報道の自由の程度とを測定。
2. **政治的安定と非暴力（Political Stability）**— 非合法的手段や暴力的手段（テロなど）によって、政府が存続の危機に陥ったり崩壊したりする可能性に対する懸念の度合いを測定。
3. **政府の有効性（Government Effectiveness）** — 公務の質、行政サービスの質と政治的圧力からの自由度、政策の立案と実行の質及びそうした政策を実行するという政府の公約の信頼性を測定。
4. **規制の質(Regulatory Quality)** — 民間セクターの発展を認め、またそれを促進するための健全な政策と規制を立案及び実行する能力が、政府にどの程度あるかを測定。
5. **法の支配（Rule of Law）** — 政府職員がどの程度社会のルールに信頼感を持ち、従っているか（特に約定履行や警察や裁判所の質、及び犯罪や暴力を起こす可能性）を測定。
6. **不正取締り（Control of Corruption）** — 個人的な利益を得るための公権力行使（小さな不正と大規模な不正との両方、及び、私益やエリートによる国家機関の「支配」を含む）の度合いを測定。

同報告書によると、中東・北アフリカ諸国 20 か国（パレスチナ自治区を除く）におけるチュニジアのガバナンス状況は、“表現の自由と説明責任”が 20 か国中 15 位と最も低く、“規制の質”、“法の支配”、“不正取締り”が 20 か国中 9 位、“政治的安定と非暴力”が 7 位、“政府の有効性”が 4 位となっている[9]。総合的には、他のマグレブ諸

[8] “世界銀行東京事務所「1996-2006 年の世界ガバナンス指標を発表（プレスリリース）」,（http://web.worldbank.org/WBSITE/EXTERNAL/COUNTRIES/EASTASIAPACIFICEXT/JAPANINJAPANESEEXT/0,,contentMDK:21416684~pagePK:1497618~piPK:217854~theSitePK:515498,00.html, アクセス日：2007 年 10 月 24 日）

[9] World Bank, 2007, *Governance Matters 2007: Worldwide Governance Indicators, 1996-2006*

国のモロッコ、アルジェリアより上位にあるが、チュニジアにおける表現の自由の制約については、欧米の人権 NGO 等が度々批判している[10]。

表 2- 2「世界ガバナンス指数」における中東・北アフリカ諸国順位[11]

順位	表現の自由と説明責任	政治的安定と非暴力	政府の有効性	規制の質	法の支配	不正取締り
1 位	マルタ	マルタ	マルタ	マルタ	マルタ	マルタ
2 位	イスラエル	カタール	イスラエル	イスラエル	カタール	UAE
3 位	クウェート	UAE	UAE	UAE	クウェート	イスラエル
4 位	カタール	オマーン	チュニジア	オマーン	オマーン	カタール
5 位	レバノン	カタール	カタール	バーレーン	イスラエル	オマーン
6 位	ヨルダン	リビア	オマーン	クウェート	UAE	クウェート
7 位	モロッコ	チュニジア	バーレーン	カタール	バーレーン	バーレーン
8 位	バーレーン	ジブチ	クウェート	ヨルダン	ヨルダン	ヨルダン
9 位	オマーン	モロッコ	ヨルダン	チュニジア	チュニジア	チュニジア
10 位	UAE	バーレーン	モロッコ	サウジアラビア	サウジアラビア	サウジアラビア
11 位	アルジェリア	ヨルダン	サウジアラビア	レバノン	エジプト	モロッコ
12 位	ジブチ	サウジアラビア	アルジェリア	モロッコ	モロッコ	アルジェリア
13 位	イエメン	エジプト	エジプト	エジプト	レバノン	エジプト
14 位	エジプト	シリア	レバノン	アルジェリア	シリア	レバノン
15 位	チュニジア	アルジェリア	イラン	イエメン	アルジェリア	イラン
16 位	イラン	イスラエル	リビア	ジブチ	リビア	イエメン
17 位	サウジアラビア	イラン	イエメン	シリア	ジブチ	シリア
18 位	イラク	イエメン	ジブチ	リビア	イラン	ジブチ
19 位	シリア	レバノン	シリア	イラク	イエメン	リビア
20 位	リビア	イラク	イラク	イラン	イラク	イラク

出所：World Bank, 2007, *Worldwide Governance Indicators, 1996-2006* より作成

[10] 欧米の人権 NGO である、“アムネスティ・インターナショナル”、“ヒューマンライト・ウォッチ”、“国境なき記者団”は、年次報告書等においてチュニジアの表現の自由の抑圧状況について指摘している（参考）

・Amnesty International, 2007, *Amnesty International Report 2007(Tunisia)* (http://thereport.amnesty.org/eng/Regions/Middle-East-and-North-Africa/Tunisia, アクセス日：2008 年 2 月 18 日)

・Human Right Watch,2007, *Country Summary (Tunisia)*アクセス日：2008 年 2 月 18 日

・国境なき記者団 “Justice ministry asked to improve prison conditions of dissident journalist” (http://www.rsf.org/rubrique.php3?id_rubrique=43, アクセス日 2008 年 2 月 18 日）

[11] 各国順位は、世界銀行が“中東・北アフリカ諸国”と分類した 21 か国・地域から、パレスチナ自治区を除いた 20 か国を表示

3．経済状況

チュニジアはエネルギー資源が乏しいにもかかわらず、安定した経済成長を遂げており、2005 年度の経済成長率は 4.2%、1996 年から 2005 年の平均経済成長率は 4.5%となっている[12]。安定した経済成長の背景には、1987 年より継続しているベン・アリ政権による政治的安定の確保と、長期的視野に基づく慎重なマクロ経済政策がある。また、1970 年代から推進してきた積極的な世界経済との統合が、生産性の拡大につながったほか、競争力の強化も寄与したと考えられる。一人当たり GNI は2,970ドル（2005 年）と比較的高く、中進国[13]入りもそう遠くない将来に可能な国である[14]。

（1） マクロ経済指標

1986 年にチュニジアは世界銀行及び IMF との構造調整プログラムに合意し、同プログラムの構造調整政策に従いながら貿易・為替レートの自由化、公共支出の削減、市場メカニズムの導入、規制緩和、国営企業の民営化促進等を実施してきた。これらの経済改革の成果が実り、チュニジアは 1990 年代を通して、年平均 4.3%と高い水準で持続的な経済成長を保持してきている[15]。2002 年にはかんばつによる農業生産の低迷や海外からの投資の減少にともなって民間消費が低迷したため、1.7%と低い成長率を記録したが、翌年からは徐々に投資と民間消費が回復し、2003 年には 5.7%、2004 年には 6%という高い成長率を維持してきた。

近年のインフレ率は 2%から 3%で推移しており、非常に安定している。2006 年は原油価格の高騰により、4.5%へ上昇したものの、2007 年以降は 3%台に戻ると予想されている[16]。

---

[12] JETRO パリセンター「チュニジアの経済・貿易・投資について」（2007 年 6 月）

[13] 日本政府は、円借款の供与条件を定めるにあたり、世界銀行が融資適格を決定する際の国分類を参考としている。世界銀行は、2005 年水準では、一人当たり GNI が 3,465 ドル以上の国を高中所得国（Upper Middle Income Countries）と定義しており、日本はこの水準以上の国をいわゆる「中進国」と呼んでいる

なお、UNFPA(国連人口基金)によれば、5 歳以下乳幼児死亡率、妊産婦死亡率等からなる 8 指標の達成度を元に、プログラム実施国を 4 つ（低い順から A,B,C,O)に分類している。チュニジアは、UNFPA からの支援対象外となる O グループの 1 つ手前である C グループに属している。なお、C グループには UNFPA 支援対象国 129 か国のうち 20 か国が属し、全資金の 6-8%が配分されることとなっている

[14] 以下「準中進国」と呼ぶこととする

[15] JETRO パリセンター「チュニジアの経済･貿易・投資について」(2,007 年 6 月)

[16] Ibid.

表 2- 3 マクロ経済指標の推移

マクロ経済指標	2001 年	2002 年	2003 年	2004 年	2005 年	2006 年	2007 年
実質 GDP （単位:10 億 TND）	18.03	18.33	19.35	20.52	21.33	22.47	23.81
実質 GDP 成長率 （単位:%）	4.9	1.7	5.6	6.0	4.0	5.3	6.0
名目 GDP （単位:10 億 TND）	28.76	29.93	32.21	35.04	37.57	40.83	44.25
名目 GDP （単位:10 億 USドル）	19.99	21.05	25.00	28.13	28.96	30.62	33.70
GDP デフレータ	159.48	163.28	166.47	170.76	176.12	181.66	185.80
一人当たりの実質 GDP （単位:TND）	1,863.98	1,874.22	1,958.95	2,050.46	2,104.66	2,188.79	2,289.38
一人当たりの名目 GDP （単位:TND）	2,972.75	3,060.30	3,261.06	3,501.36	3,706.65	3,976.15	4,253.70
一人当たりの名目 GDP(単位:USドル)	2,066.28	2,152.51	2,530.98	2,811.21	2,856.98	2,982.08	3,239.61
一人当たりの GNI （単位:USドル）	2,060	2,000	2,260	2,650	2,880	2,970	-
インフレ率 （単位:%）	2.0	2.7	2.7	3.6	2.0	4.5	3.0
経常収支 （単位:10 億 USドル）	-0.84	-0.75	-0.73	-0.56	-0.30	-0.87	-0.73
経常収支(GDP 比) （単位:%）	-4.2	-3.5	-2.9	-2.0	-1.0	-2.8	-2.2

出所:International Monetary Fund, 2007, *World Economic Outlook Database*,及び World Bank, *World Development Indicators Online* から作成。一人当たりの実質 GDP、一人当たりの名目 GDP、一人当たりの名目 GDP は 2005 年から推測値。インフレ率は 2007 年から推測値。残りの項目は 2006 年度から推測値

（2）産業構造[17]

産業別GDP構成比を見ると、第一次産業が14%、第二次産業が15.3%、第三次産業が 48.7%となっており、経済基盤が第一次産業でなく、第二次・第三次産業に依存していることがわかる(表 2-4 参照)[18]。また、産業別労働人口比を見ても、第三次産業に従事する労働人口の割合が 48.6%と最も高く、次いで第二次産業が32.1%、農業部門を含む第一次産業では 19.3%となっていることから、第三次産業に比重がおかれた産業形態となっている(表 2-5 参照)。

[17] AfDB/OECD, 2007, *African Economic Outlook Tunisia*
[18] いずれも 2005 年の値

表 2- 4 産業別 GDP 構成比

部門	1990年	2005年
第一次産業	20.0%	14.0%
第二次産業（製造業）	21.4%	22.0%
農水産加工	4.8%	4.0%
セラミック・ガラス加工	2.5%	2.2%
電気・機械	3.2%	4.1%
化学品	1.7%	2.4%
繊維・衣類	6.5%	6.6%
その他製造業	2.8%	2.8%
第二次産業（非製造業）	16.4%	15.3%
鉱業	1.2%	0.8%
石油・ガス	7.4%	5.5%
電気	1.8%	1.4%
水道	0.8%	0.5%
建設業	5.2%	7.1%
第三次産業	42.2%	48.7%
商業	11.9%	12.3%
運輸通信	8.7%	13.2%
ホテル・飲食業	6.5%	7.6%
政府サービス	4.4%	4.1%
その他サービス業	10.8%	11.5%

出所：Institut National de la Statistique, *La Tunisie en Chiffres 2005*

表 2- 5 産業別労働人口就業比

年 / 部門	2004	2005	2006	2007
第一次産業（農業・漁業）	16.3%	18.7%	19.3%	18.5%
第二次産業（製造業・鉱業・エネルギー・建設業）	34.3%	32.3%	32.1%	32.5%
第三次産業（商業・サービス業）	49.4%	49.0%	48.6%	49.0%

出所：Institut National de la Statistique, *La Tunisie en Chiffres 2005*

2007 年の数値については見込み値

【第一次産業】

チュニジアは温暖な気候に恵まれた農業の盛んな国であり、主に小麦、大麦、柑橘類、オリーブ、ナツメヤシ等を生産している。また、ガベス湾に面しているスファックス周辺を中心に水産業が発達しており、外貨の主要な獲得源となっている。工業化が進むチュニジアでは農林水産業は縮小傾向にあり、1995 年に GDP の 20%を占めていた農林水産業の割合は、2005 年には 14%に減少している。チュニジアは

1,300 キロメートルの海岸線と、7.7 万平方キロメートルの大陸棚を持ち、地中海において豊富な魚場を有しているが、水産業への公共投資が限られていることから、沖合漁業従事者及び漁船操縦者の不足、近代的漁業施設や技術の未整備といった課題を抱えている。

【第二次産業】

製造業は、GDP の 22%を占めるが、厳しい競争にさらされている。製造業の約30%を占める主要産業である繊維産業には外資系企業が多く参入しているほか、79%が輸出専売企業となっている。繊維製品の主な輸出先は EU 諸国であり、なかでもイタリア、ドイツ、フランスの三か国への輸出が繊維製品の総輸出量の 96%を占めている。チュニジアは EU との間に多国間繊維合意（Multi-Fiber Agreement：MFA）を締結してきた経緯があり、これまで EU 諸国との繊維製品貿易量が、中国、トルコ、ルーマニアに続き 4 番目に多い国であったが、2004 年末に MFA が失効したことから、今後中国等との国際競争が激化することが予想される。チュニジアは日本向けの輸出も行っているが、輸出額は全輸出額の 0.05%に留まっている。

電気電子・機械産業は繊維産業に次ぐ、製造業部門における第二の主要産業となっている。電気電子・機械産業に従事している約260社のうち、輸出専業企業数は130社と半数を占めており、チュニジアの電気電子・機械産業が外国からの需要に支えられていることがわかる。輸出品には自動車・電子機器用ケーブル、電子機器、変圧器等がある。

図 2-1 製造業部門の GDP 構成比 （2005 年）

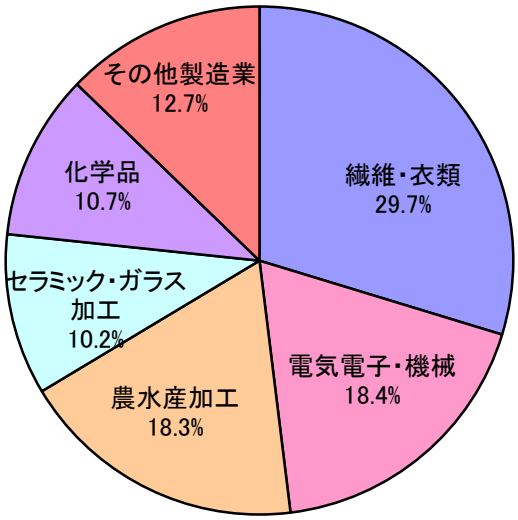

出所：Institut National de la Statistique, *La Tunisie en Chiffres 2005* より作成

チュニジアは「バルセロナ・プロセス」において、EU との自由貿易圏（FTA）形成に向けて自由貿易協定を結び、1998 年から一定の原産国条件を満たしたチュニジア産の工業製品を EU に対し関税無しで輸出しており、2008 年までには関税が撤廃される計画である。チュニジアは 1995 年の協定締結以来、国際競争力を高めるために産業政策や構造改革を推進し、自国産業の育成に努めてきた。チュニジアの繊維産業が国際価格での本格的な競争にさらされることで、国内企業が今後更に国際競争力を向上させていく必要に迫られている。

非製造業部門はGDPの15.3%を占めており、建設業と石油・ガス事業が非製造業部門の82%を占めている（図2-2参照）。チュニジアの2004年の原油生産量は334万トンであり、1980年代前半の年間550万トンから減少し、1993年以降は原油の準輸入国となっている。また、2004年の天然ガスの生産量は23億立方メートルであり、主に発電用として利用されている。建設業は、道路整備等の大規模公共事業及び個人の住宅需要の増加に支えられ、成長傾向にある。

図 2- 2 非製造業部門の GDP 構成比 （2005 年）

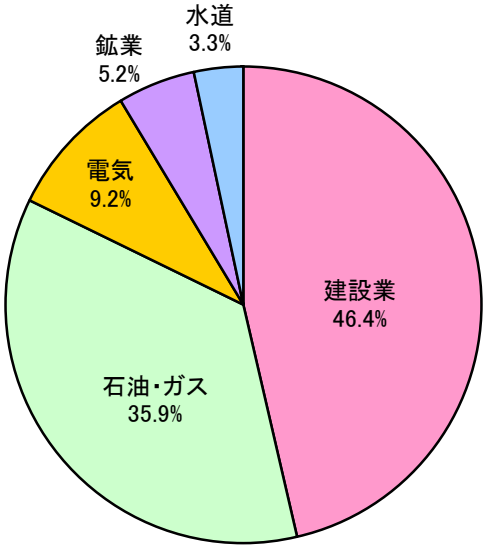

出所：Institu National de la Statistique, *La Tunisie en Chiffres 2005*より作成

【第三次産業】

GDPの約半数を占める第三次産業では、商業及び運輸通信が主要な産業となっている。特に、IT産業はチュニジア政府の新たな戦略的分野として、運輸、観光と並ぶ重要な産業と位置付けられている。チュニジア政府はさらなるIT産業の発展のため、インターネット環境等のインフラストラクチャー整備のみならず、IT分野における人材育成を目的とした教育システムの改善等を実施している。

図 2- 3 第三次産業の GDP 構成比 (2005 年)

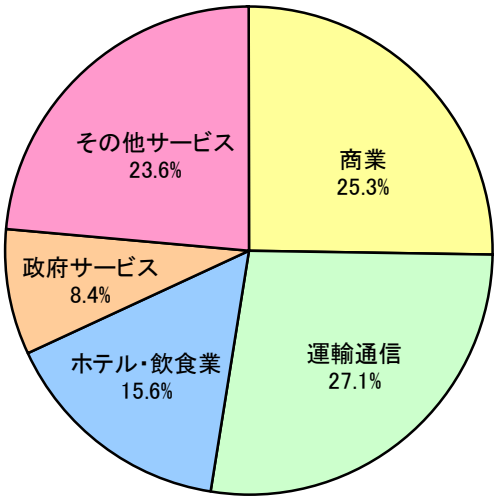

出所：Institut National de la Statistique, *La Tunisie en Chiffres 2005*より作成

観光業もチュニジアにおける主要産業の1つである。チュニジアには年間約600万人もの観光客が訪れており、観光業がGDPに占める割合は、2004年が5.7%、2005年が5.9%、2006年が5.8%であり、外貨獲得のための重要な手段となっている（表2-6参照）。しかし、チュニジアを訪れる観光客の多くは長期滞在型であるため、一人当たりの支出額が少ないという課題があることから、チュニジア政府は国内各地に存在する歴史的遺産等の多様な観光資源を活用しつつ、より収益性の高い観光産業の確立を目指している。2001年9月11日の米国同時多発テロ後、イスラム圏への観光客が減少したことにチュニジアも影響を受けたものの、2003年以降観光客数は回復している。一方、2002年4月に宗教施設にバスが突入し観光客16人が死亡するテロ事件が発生したことや、2006年末にチュニス南部近郊で銃撃戦が発生したことなどを受けて、治安の改善が観光振興のための重要な課題となっている。

表 2- 6 観光業主要指標

観光業主要指標		2004年	2005年	2006年
GDP比	（単位：%）	5.7	5.9	5.8
投資額	（単位：百万TND*）	320	310	330
宿泊収容能力（年末値）	（単位：1000台(ベッド)）	226	230	232
実際の収容能力（月間平均）	（単位：1000台(ベッド)）	188	193	196
非在住者入国数	（単位：1000台(ベッド)）	5,998	6,378	6,549
非在住者宿泊数	（単位：1000台(ベッド)）	30,665	33,587	34,086
在住者宿泊数	（単位：1000台(ベッド)）	2,822	2,723	2,754
占有率				
宿泊収容能力に対する占有率	（単位：%）	40.5	43.7	43.8
実際の収容能力に対する占有率	（単位：%）	48.7	51.5	51.5
平均滞在日数	（単位：日）	5.1	5.3	5.2
外貨収入	（単位：百万TND）	2,290	2,611	2,825
観光客一人当たり支出	（単位：TND）	382	409	431

*TND： Tunisia Dinar チュニジア・ディナール 1TND=0.8068 USドル=85.9813円(2008年2月7日)
出所：Central Bank of Tunisia,2007, *Annual Report 2006*
原典：Tunisian National Tourism Board ; Ministry of Development and International Cooperation and Banque Centrale de Tunisie

（3）財政状況

チュニジアの財政赤字は増加傾向にあり、2006年のGDPに占める財政赤字は前年比0.4%増の2.9%となっている。2006年度の財政赤字拡大の主要因としては、原油価格の高騰に伴うチュニジア政府の石油価格調整が挙げられる[19]。チュニジア政府がエネルギー消費量削減を目的に実施した石油価格の吊り上げにより、2005年2月から2006年7月までの期間石油製品の価格が6倍に急騰した。また、自由貿易の促進によって関税収入が削減していることや、これまで高い利益を生み出してきた国営企業の民営化が財政赤字の一因となっている[20]。

[19] AfDB/OECD,2007, *African Economic Outlook Tunisia*
[20]. Ibid.

表 2- 7 国家財政

（単位：百万TND）

国家財政指標	2004年	2005年	2006年
主収入	**8,716.4**	**9,280.3**	**10,552.0**
税収入	7,251.9	7,904.3	8,469.6
その他収入	1,464.5	1,376.0	2,082.4
借入金	**4,024.5**	**3,009.2**	**2,227.0**
歳入計	**12,740.9**	**12,289.5**	**12,779.0**
支出	**9,516.9**	**10,253.6**	**11,113.0**
経常収支	5,708.5	6,140.6	6,612.4
資本収支	2,616.4	2,542.9	2,870.8
燃料等価（Fuel equalisation）	203.0	508.0	500.0
借入金利払い	989.0	1,062.1	1,129.8
借入金元本支払	**3,486.6**	**2,771.4**	**2,784.6**
歳出計	**13,003.5**	**13,025.0**	**13,897.6**
国営企業の民営化等にかかわる経費	**537.9**	**237.8**	**-557.6**
赤字財政の純資金調達	**800.5**	**973.3**	**561.0**
純国内資金調達	594.1	656.9	1,498.7
純国外資金調達	206.4	316.4	-937.7

出所：Central Bank of Tunisia, 2007, *Annual Report 2006*

原典：Ministry of Finace

（4）国際収支

チュニジアの国際収支は貿易赤字が解消されず、2008年のチュニジア・EU間の自由貿易開始を受け輸入の拡大が見込まれることから、貿易赤字が更に増加すると予想されている。一方、サービス業のGDPに占める割合は順調な観光産業の拡大に後押しされ、5%台を維持している。また、サービス業に次ぐ主要な外貨の取得要因となっているのが海外送金であり、GDPの約5%を占めている。海外送金は主に欧州に居住しているチュニジア人からのものであり、その額は2005年には18億TNDに上っている[21]。

近年、チュニジアには中東諸国からの海外直接投資が集中しており、特に金融、観光といったサービス業への投資は急増している。2001年に9,700万TNDだった直接投資額は、2005年には2億TNDとなっており、2006年もアラブ諸国からの投資が海外直接投資の2割を占めるなど増加傾向にある。また、アラブ系投資銀行のチュニ

[21] AfDB/OECD 2007 *African Economic Outlook Tunisia.*

ジア進出も進んでいる[22]。

なお、金等を含む外貨準備高は48億1,800万TND（2004年）、60億3,300万TND（2005年）、88億700万TND（2006年）で推移した。2006年末時点の外貨準備高は159日分の輸入代金に相当し、2005年の124日を大きく上回った[23]。

表 2－ 8　国際収支(対 GDP 比)

	2003 年	2004 年	2005 年	2006 年 [1]
貿易収支	-9.1%	-8.6%	-6.8%	-7.4%
輸出	32.1%	34.3%	36.6%	36.4%
輸入	-41.2%	-42.9%	-43.4%	-43.8%
サービス	6.2%	5.9%	5.8%	5.6%
要素所得	-4.4%	-5.4%	-6.0%	-5.2%
海外送金	4.4%	6.1%	5.9%	5.8%
経常収支	**-2.9%**	**-2.0%**	**-1.1%**	**-1.2%**

1．2006 年の値は予想値

出所：AfDB/OECD, 2007,*African Economic Outlook Tunisia*

原典：IMF data

4．経済政策

天然資源に乏しく国内市場が小規模であるチュニジアでは、国内産業の多様化や競争力強化を目指した国内産業のレベルアップが図られている。特に運輸・通信をはじめとする経済インフラの整備に対する公共投資が積極的に行われているほか、国内企業の競争力強化のために、ビジネスセンターやベンチャー提携支援センター等を活用した企業活動が支援されている。さらに、チュニジア政府は、投資効率を高めるために、労働集約型産業ではなく、高付加価値を生み出す知識集約的産業への民間投資を促すとともに、高等教育の充実を図り、産業レベルアップのための人材育成に努めている。農業部門においては、バランスの取れた持続的成長のために、農業地の整理・管理、農業職業訓練所の強化等を含む改革を推進し、生産力の向上、農村部における生活環境の改善及び新たな雇用創出を目指している。

対外経済政策では、チュニジア政府は積極的な地域間経済連携を推進している。チュニジアは「バルセロナ・プロセス」を通じて、地中海南岸地域では一番早く EU と自由貿易協定を締結したほか、2004 年には、モロッコ、エジプト、ヨルダンと自由貿易協定（アガディール協定）を結び、2010 年までに段階的に関税撤廃を進めることとなっている。2006 年 1 月に発行した同協定では、南南協力として域内共通原産規則

[22] Ibid.
[23] Banque Centrale de Tunisie, 2007, Balances des Paiements de la Tunisie 2006,

をうたい、対内投資誘致と EU 市場への輸出促進を図っている[24]。

２－１－２　チュニジアの社会開発の状況

１．失業率

チュニジアは継続的な高成長を遂げているにもかかわらず、失業率は依然として高水準で推移しており、チュニジア政府にとって重要な政策課題の 1 つとなっている。2004 年のチュニジアの失業率は 13.9%と 1994 年の失業率 15.6%から若干減少しているものの、大幅な改善は図られていない。また、高学歴者と若年層の失業率が高く、20 歳から 24 歳の大学卒業者の失業率が 40%に達しているなど、深刻な社会問題となっている（表 2－9 参照）。

表 2- 9　失業者の数

	1994 年	2004 年
失業者数（単位：千人）	378.4	432.4
男性	279.6	292.4
女性	98.8	140.0
失業率(単位：%)	15.6	13.9
男性	15.0	12.9
女性	17.2	16.7

出所：Institut National de la Statistique (RGPH 2004)

このような状況を受け、チュニジア政府は 2000 年に国家雇用基金を創設し、新規雇用の創出のため公共事業投資の拡大及び職業訓練制度の強化を行っている。さらに、2006 年には雇用対策政策として以下の方策がチュニジア政府によって発表された[25]。

- チュニジア連帯銀行（BTS：Tunisia Solidarity Bank)による大卒者及び農業事業者を対象とする助成金の増額
- 起業のノウハウを学ぶインターンシップの開催
- 中小規模の貿易会社及び製造業者の市場参入を促すような環境整備
- 小規模金融（マイクロクレジット）を拡充するための専門団体の創設

[24] JETRO　世界のビジネスニュース（通商弘報）2006 年 1 月 4 日版「世界の政治・経済日程（2006 年）（中東・北アフリカ）（プレスリリース）」
（http://www5.jetro.go.jp/jet-bin/pro1.cgi/report.html?3+50+43aa26b0e21ae
アクセス日：2007 年 11 月 30 日）

[25] Banque Centrale de Tunisie, *'48th Annual Report Fiscal Year 2006'*, p.90.

・ 地域の特性に合った雇用創出メカニズムの開発
・ 社会的弱者の労働権を保護するための法整備の強化と労働市場への統合

2006 年度に BTS が大学卒業者及び農業事業者へ供与した助成金は 3,490 万 TND であり、6,152 件のプロジェクトに支給された[26]。このような助成活動により、1 万 208 件の雇用が創出されたとされており、そのうち半数がサービス産業となっている[27]。

2. 貧困指標

チュニジアの貧困状況は 1990 年代に大幅に改善されており、世界銀行の報告によると 2000 年には貧困ライン以下の人口の割合は全人口の 4%となり、1995 年時の 8%から大きく減少した[28]。

チュニジア政府は貧困者対策として食糧補助金制度の導入、国家連帯基金の設置（1993～2000）、社会福祉事業（老人、障害者、貧困世帯等に対する直接送金及び物資供与）を実行してきた。特に、ベン・アリ大統領によって発案された特別基金である国家連帯基金は、基礎的なインフラストラクチャーや公共サービスが不足している地域への総合的な支援策であり、低所得者層の生活向上を目的とした包括的な貧困削減プログラムとして大きな成果を挙げた[29]。また、チュニジア政府はユニセフと共同で貧困層への教育支援プログラムである「優先教育ゾーン（Zone d'éducation prioritaire）」を導入し、貧困地域に住む児童生徒への学費支援や給食支援活動を実施している[30]。教育支援制度の成果もあり、初等教育就学率は男性、女性共に 100%となっていることに加え、中等教育の就学率も上昇傾向にある[31]。

順調な貧困削減に伴い平均余命や識字率も改善されており、1980 年代には男女共に 60 歳代だった平均余命が 2006 年には 70 歳代まで向上したほか、非識字率は 1980 年代の 55%から 2006 年には約半分の 23%まで低下している[32]。表 2-11 にて、社会指標の推移を示した。

また、チュニジアにおいては中所得者が国民の大半を占めているため、貧困層の割合は縮小傾向にある一方、都市部と農村部における地域格差は依然として存在

[26] Banque Centrale de Tunisie, *'48th Annual Report Fiscal Year 2006'*, p.90.
[27] Ibid., p.91.
[28] 世界銀行 Country Assistance Strategy for the Republic of Tunisia June 2004, p. 1
[29] JBIC,2001,「貧困プロファイル」、（https://www.jbic.go.jp/japanese/oec/environ/hinkon/pdf/tunisia_j.pdf アクセス日：2008 年 2 月 18 日）
[30] ユニセフ「貧困プロファイル」“Tunisie Contexte”（www.unicef.org/french/infobycountry/Tunisia.html アクセス日：2007 年 11 月 30 日）及び、JBIC（2001）を 2 次ソースとして使用
[31] 粗就学率は、学校を退学後にまた再入学する児童もいるので 100%を超えることもある
[32] African Development Bank, *Selected Statistics on African Countries 2007*

し、北西部、中西部、南部の 3 地域に貧困人口の約 60%が集中している。

表 2- 10 チュニジアにおける貧困指数の推移

項目＼年	1970-74	1980-84	1990-94	1995	2000	2002	2003	2004	2005
一人当たりのGNI(USドル)	610.0	1,180.0	1,740.0	1,820.0	2,080.0	1,990.0	2,260.0	2,650.0	2,890.0
医療分野の公共支出 (GDP比)(単位:%)	...	...	2.4	2.3	1.90	2.00	1.90	2.60	1.80
教育分野の公共支出 (GNI比)(単位:%)	6.2	6.7	8.5	...	...	...	...	...	...
人間開発指標	0.34	0.572	0.69	0.7	0.739	0.745	0.753	0.76	...
人間貧困指数 (単位:%)	...	...	...	23.3	...	19.2	18.3	17.9	...
当該国貧困ライン以下の人口の割合 (単位:%)	...	12.9	6.7	6.2	4.2	...	...	...	...
国際貧困ライン以下の人口の割合 (一日 2ドル以下)(単位:%)	...	...	...	12.7	6.64	...	...	...	...
上位 10%の裕福層が占める所得の割合 (単位:%)	...	...	30.7	31.8	31.49	...	...	...	...
下位 10%の貧困層が占める所得の割合 (単位:%)	...	...	2.3	2.3	2.34	...	...	...	...
農業部門が占めるGDPの割合(単位:%)	18.7	14.2	12.6	11.4	12.36	10.32	12.05	12.61	12.64
農業部門の付加価値の成長率(単位:%)	12.3	12.9	-10.0	-9.9	-1.01	-11.00	21.50	9.00	3.50
医師数 (人口1万人当たり)	16.9	27.5	60.5	66.5	77.84	86.53	95.92	98.10	...
看護師数 (人口1万人当たり)	105.9	103.5	288.1	288.2	286.42	292.71	303.16	295.98	...
病院のベット数 (人口1万人当たり)	244.4	208.2	178.9	176.7	174.19	170.56	170.25	174.94	...
穀物食料援助 ('000 MT)	59 100.0	191 931.0	21 704.0	17 668.0	...	...	...	...	...
一日当たりのカロリー供給量(一人当たり)	2,648.2	2,971.2	3,127.5	3,154.2	3,319.20	3,207.00	3,238.00	3,344.00	...
一日当たりのたんぱく質供給量(グラム)(一人当たり)	69.8	80.3	84.2	86.6	91.1	87.5	89.5	...	...
一日当たりの脂質供給量(グラム)(一人当たり)	71.5	80.6	85.8	82.8	100.8	93.9	90.6	...	...
5 歳以下の子供の栄養失調率	...	...	...	38.3	...	...	...	...	...
5 歳以下の子供の体重不足の割合	...	...	...	9.00	4.00	...	1.00	...	...
出生時低体重児の割合(単位:%)	...	7.0	5.0	16.0	7.00	...	...	...	...
5歳児未満死亡数 (千人当たり)	...	...	37.7	35.3	27.3	25.2	24.4	23.7	22.9

出所:African Development Bank, *Gender, Poverty and Environmental Indicators on African Countries 2007*

表 2- 11 チュニジアにおける社会指標の推移

項目＼年	1980	1985	1995	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
初等教育就学率(全体)（単位:%）	102.1	115.1	116.8	114.0	113.0	111.0	111.0	110.0	..	..
女性（単位:%）	86.8	105.2	112.6	111.0	110.0	109.0	109.0	108.0	..	..
中等教育就学率(全体)（単位:%）	27.0	38.9	60.4	75.0	77.0	79.0	77.0	81.0	..	..
女性（単位:%）	20.0	32.0	59.0	77.0	79.0	80.0	80.0	..	..	..
非識字率 （全体）（単位:%）	55.1	48.0	35.3	29.0	28.0	26.9	25.9	24.8	23.8	23.0
女性（単位:%）	68.8	61.1	46.7	39.4	38.2	37.0	35.7	34.5	33.3	32.3
乳児死亡率（1,000 人当たり）	73.5	55.0	29.7	24.0	23.1	22.2	21.6	21.0	20.3	19.7
普通死亡率（1,000 人当たり）	8.8	7.3	5.7	5.5	5.4	5.4	5.4	5.4	5.5	5.5
普通出生率（1,000 人当たり）	34.9	31.7	20.8	17.5	17.2	16.8	16.7	16.6	16.5	16.3
合計特殊出生率（女性一人当たり）	5.2	4.5	2.6	2.1	2.1	2.0	2.0	1.9	1.9	1.9
平均余命 （単位:歳）	62.4	65.8	71.2	72.6	72.9	73.1	73.3	73.5	73.7	73.9
男性 （単位:歳）	61.1	64.3	69.3	70.7	70.9	71.1	71.3	71.5	71.7	71.9
女性 （単位:歳）	63.8	67.6	73.2	74.8	75.0	75.3	75.5	75.7	75.9	76.1
清潔な水へのアクセス（アクセスを有する人の割合） 全人口に占める割合（単位:%）	.	89.0	.	90.0	.	82.0	.	93.0	.	
清潔な水へのアクセス（アクセスを有する人の割合） 都市部人口に占める割合（単位:%）	..	98.0	..	..	..	92.0	..	99.0	..	..
清潔な水へのアクセス（アクセスを有する人の割合） 地方人口に占める割合（単位:%）	..	79.0	..	..	..	62.0	..	82.0	..	..
一日当たりのカロリー供給量（一人当たり）	2,874	2,992	3,154	3,319	3,270	3,207	3,238	3,344	..	..

出所:African Development Bank, *Selected Statistics on African Countries 2007*

3. ミレニアム開発目標（MDGs）の達成状況

チュニジアのミレニアム開発目標達成に向けた状況は、おおむね改善傾向にあると言える。初等教育の就学率が 97%と高水準となっていることから、「初等教育の完全普及」はほぼ達成されているほか、ジェンダー間の公平性を示す指標を見ると女性の政治家が議会に占める割合が 1990 年にはわずか 4%であったのが、2005 年には 23%となっており、大幅に改善している。また、初等中等教育における児童生徒の男女比を見ると、女子生徒が男子生徒の数を上回っており、女子生徒への教育が普及していることがわかる。幼児死亡率については、乳児の死亡数が 1990 年では 1000 人当たり 41 人であったのに対し、2005 年では 1000 人当たり 20 人まで減少しているほか、1990 年に 1000 人当たり 52 名であった 5 歳未満の幼児死亡数が 2005 年には 24 名となっており、乳児死亡数同様、改善傾向にある。

また、1990 年から比較し大幅に改善されたものが携帯電話やコンピューターといった情報通信技術の普及率である。特に、固定電話及び携帯電話の普及率は、1990 年と比較して急増しており、1000 人当たり 37 台だった契約台数が 2005 年には 692 台となっている。またインターネットの利用者数も 1995 年に比べ増加している。このような IT 技術の普及により開発のための国際的なパートナーシップの構築状況も改善されていると言える。

表 2- 12 ミレニアム開発目標の達成状況

ミレニアム開発目標の目標	1990	1995	2000	2005
目標 1.極度の貧困と飢餓の撲滅				
国内消費全体において下位 20%の人々が占める割合	5.9	5.6	6.0	..
5 歳未満の低体重児の割合	10.3	8.0	4.0	..
1 日 1ドル未満で生活する人口の割合(購買力平価)	0.5	0.5	0.5	..
1 日 1ドル未満の貧困差(購買力平価)(人口の対する割合)	2	2	2	..
貧困線(国内値)以下の人口(人口に対する割合)	7.4	7.6	..	..
栄養摂取量が必要最低限レベル未満の人口の割合	3	3	..	3
目標 2.普遍的初等教育の達成				
15～24 歳の識字率	84.0	..	..	94.0
1 年生に入学したもののうち 5 年生まで進級する子供の割合	86	..	93	97
初等教育終了率	80	91	88	97
初等教育の就学率	80	91	88	97
目標 3.ジェンダーの平等の水深と女性の地位向上				
国会における女性議員の割合	4	7	12	23
初・中・高等教育における男子生徒に対する女子生徒の比率	84	..	99	105
15～24 歳の男性識字率に対する女性識字率	81	..	..	96
非農業部門における女性賃金労働者の割合	22	23	24	25
目標 4.幼児死亡率の削減				
はしかの予防接種を受けた 1 歳児の割合	93	91	96	96
乳児死亡率(1,000 人に対する割合)	41	32	25	20
5 歳未満児の死亡率(1,000 人に対する割合)	52	40	31	24
目標 5.妊産婦の健康の改善				
医療従事者の立会いによる出産の割合	69	81	90	..
妊産婦死亡率(100,000 人に対する割合)	..	..	120	100*..
目標 6.HIV/AIDS、マラリア、その他の疾病の蔓延防止				
避妊具普及率(15～49 歳の女性)	50	60	66	..
結核感染率(100,000 人に対する割合)	31	31	25	24
15～24 歳女性の HIV 感染率	..	..	..	..
15～49 歳の HIV 感染率(男女とも)	..	..	..	0.1
DOTS によって発見され、治療された結核患者の割合	..	..	101	82
目標 7.環境の持続的可能性の確保				
二酸化炭素排出量(一人当たりトン)	1.6	1.8	2.1	2.1
国土面積に対する森林面積の割合	4	..	6	7
適切な衛生施設を利用できる人々の割合	75	..	..	85
浄化された水源を継続して利用できる人口の割合	81	..	..	93
国定保護地域(国内総面積に対する割合)	..	..	..	1.5
目標 8.開発のためのグローバル・パートナーシップの推進				
一人当たり援助額(USドル)	48	8	23	38
固定電話および携帯電話加入者数(1,000 人当たり)	37	59	112	692
インターネット利用者数(1,000 人当たり)	0	0	27	95
パソコン数(1,000 人当たり)	3	14	22	57
財及びサービスの輸出(要素所得を含む)に対する債務利子支払総額の割合	24.5	16.9	20.1	13.0
15～24 歳女性の失業率	30.4	29.0	..	29.3
15～24 歳男性の失業率	31.0	33.3	..	31.4
15～24 歳男女全体の失業率	30.8	31.8	..	30.7
その他				
出生率(女性一人当たり)	3.5	2.7	2.1	2.0
一人当たりの GNI(USドル)世界銀行アトラス方式	1,430	1,820	2,090	2,880
GNI(10 億 USドル)世界銀行アトラス方式	11.6	16.3	20.0	28.8
総資本形成(GDP に対する割合)	27.1	24.7	27.3	23.4
平均余命(歳)	70	71	73	73
識字率(15 歳以上の成人)	59	..	..	74
総人口(百万人)	8.2	9.0	9.6	10
輸出入割合(GDP に対する割合)	94.2	93.7	92.7	98.6

出所:World Bank, April 2007, *World Development Indicators database*, *印のみ UNFPA,2007, *"Maternal Mortality in 2005, Estimates developed by WHO, UNICEF, UNFPA and World Bank"* から引用

２－２　チュニジアの開発計画

２－２－１　第 10 次経済社会開発計画

１. 概要

チュニジアの国家開発政策は、5 年ごとに策定される国家経済社会開発計画をベースとしている。以下では、今般の評価対象期間の 2002－06 年に該当する第 10 次国家経済社会開発計画（以下第 10 次開発計画と称する）の概要及び成果につき整理する。

なお、第 10 次開発計画のほか、2004 年に実施された大統領選挙の公約として、ベン・アリ大統領は 21 の行動計画（合計 268 活動）からなる大統領プログラム（2004～2009 年）を掲げた。優先順位などは異なるものの、内容は第 10 次開発計画と変わりはなく、経済の競争力向上を重視する第 11 次開発計画の方向性を示唆する内容ともなっている。2007 年 7 月に公表された中間評価によると、268 活動のうち 88%は実現済みか順調に実施されており、特に都市開発や空港整備、道路網近代化、洪水対策、地方分権化での進展が見られたとされている。今後の実施促進が必要な残りの 12%については明言がされていないが、金融・財政システムの改革に遅れが生じているものと推察される[33]。

下記の表 2-13 は、第 10 次開発計画の投資額を示したものである。総投資額に占める対外資金の割合は、例えばサブサハラ・アフリカ諸国などの低所得国と比べると低く、その内訳も、援助資金よりも海外直接投資等の民間資本が活用される傾向が高い。

表 2- 13　第 10 次開発計画の投資額

	計画値（2002 年）		**実績値（2007 年）**	
	金額（百万 TND）	割合	金額（百万 TND）	割合
国内資金	**44,503**	**71.8**	**38,348**	64.2
対外資金	**17,510**	**28.2**	**21,378**	35.8
贈与	(750)	(4.3)	(678)	(3.2)
海外直接投資等	(5,050)	(28.8)	(8,456)	(39.5)
借入	(5,200)	(30.4)	(6,611)	(31.0)
商業借入	(6,510)	(37.2)	(5,634)	(26.3)
合計	**62,013**	**100**	**59,727**	**100**

出所：The 10th development plan, The 11th development plan

[33] 2007 年 9 月 13 日付 La Presse ”Focus Sur L’A ctualité” (http://www.africatime.com/tunisie/nouvelle.asp?no_nouvelle=349105&no_categorie=，アクセス日：2008 年 2 月 18 日)

第 10 次開発計画は、第 1 部にて経済・社会政策の指針として(1)雇用創出、(2)競争力強化、(3)経済・財政改革、(4)行政改革、(5)持続的開発、(6)社会開発、(7)女性と家族、(8)青年、子供、文化、(9)地方開発、を挙げている。第 2 部では具体的な施策として、(1)生産部門、(2)インフラ整備、(3)人的開発と社会開発、の 3 分野を重点分野とし、具体的なプログラム・プロジェクト及び予算配分を提示している。全体として経済の競争力強化が最優先課題であるが、公平性にも配慮がなされた内容となっている。なお、第 10 次開発計画における目標値は、後述する表 2-15 (主要な政策目標と指標)に示した通りである。

以下の表 2-14 は、第 2 部で提示されている重点分野[34]と資金配分を示したものであるが、政府の優先課題である生産部門や経済の競争力強化に関係する分野に多くの予算が振り向けられている。

表 2- 14 重点分野と投資予算配分(一部民間資金を含む)

重点分野	投資予算(2002 年時点) (百万 TND)	備考
1.生産部門		
農業・漁業	4,850	
工業	6,895	
電力・炭鉱	2,524	
運輸	4,650	
通信技術	2,840	
観光・娯楽	1,903	
手工業	58	
住居	7,550	大半は民間資金を活用
情報通信	1,779	
2. インフラ整備		
運輸	4,845	道路(2,795)、海運(942)、空路(732)、鉄道(375)
国土整備	8	
都市・自治体開発	889	
環境保護	1,467	上下水道(749)、環境保護(613)、洪水対策(105)
自然資源保護、砂漠化防止、	2,925	
水資源	1,905	
土地所有権	53.4	
公共投資	684	
地方電化	93.3	
地方給水	646	
3. 人材育成		
教育	757	
高等教育	662	
科学技術研究	514	
職業訓練	354	
情報、文化	204	
青年、子供、スポーツ	148.3	
社会・医療保障整備等	47.3	

出所:The 10th development plan

[34] 第 10 次開発計画の第 2 部(volume2)は、セクター開発計画との位置付けであるが、必ずしもセクターという区分で分類されていないため、本文中では「分野」と言及する。また、同じ活動が重複して記載されるケースも多く、例えばかんがい開発は農林水産と水資源の双方で言及されており、運輸についても 1. 生産部門と 2. インフラ整備の双方で記載されている

2. 成果

政府は、2007 年に公表した第 11 次開発計画指針書の冒頭にて、第 10 次開発計画はチュニジア経済の競争力の向上に寄与したとして、以下のとおり成果を挙げている。

> 第 10 次開発計画の期間における経済成長率は年平均 4.5%であり、特にサービス部門（年平均 7.2%）や、電子電気部品（年平均 8.9%）の成長に牽引されたものであった。投資も同期間内に5.1%増加（総計412億TND）し、特にFDI は計画値を上回る 55 億 TND が流入したほか、同期間内に、884 企業が新たに外国資本の参入を得て設立された。GDP に占める民間セクターの割合も上昇し、それぞれ生産セクターの 72%、投資の 57.1%、輸出の 85%と雇用の 91%を占めた。電子電気及び自動車部品のほか、成長の見込みのあるセクターの成長に牽引され、輸出は年平均 8.5%で増加した。また、国際競争に晒されている繊維や観光業等も堅調に推移している（注：指標では-2.2%）。

確かに、チュニジア経済の競争力は向上しつつあるものの、チュニジアを取り巻く国内外の環境は決して楽観視できるものではないのも事実である[35]。特に、2008 年 1 月に工業製品にかかわる欧州との関税が完全撤廃されるとともに、欧州市場では中国繊維製品との競争が激化するなど、チュニジア経済はより厳しい環境にさらされることが想定されるが、かかる環境下での（改善の兆しはあるものの依然として高い）失業率の改善と若年層の雇用創出は同国にとって大きな課題である。主要ドナーも同じ懸念を有しており、例えばアフリカ開発銀行は、現行の支援戦略文書中で、第 10 次開発計画に対し、経済成長率の維持や失業率の改善、財政の均衡を図った点を評価する一方で、経済成長率が十分な雇用を創出するレベルには至らず、FDI 誘致や競争力向上も今後の大きな課題である点を指摘している。かかる状況を踏まえ、第 11 次開発計画では、これまで以上に競争力の強化と雇用創出に重点が置かれた内容となっている。

以下の表 2-15 は、第 10 次開発計画の成果と今後の方向性を示すために、第 9 次、第 10 次開発計画の実績値及び第 11 次開発計画の予測値を一覧にしたものである。

[35] 詳細は 3-2-1 1. (1)結果の有効性（産業の競争力）を参照のこと

表 2- 15 主要な政策目標と指標

指標 / 項目	第 9 次(実績) 2001 年	第 10 次(実績) 2006 年	第 11 次(予測) 2011 年
経済成長率	年平均 5.3%	年平均 4.5%	年平均 6.1%
一人当たり所得	2,966TND	4,280TND	5,763TND
産業別成長率			
農業	2.6%	2.6%	3.5%
工業	6.1%	2.6%	4.9%
繊維	5.4%	−2.2%	1.5%
電子・電気機器	−	8.9%	7.5%
サービス	6.9%	7.2%	8.7%
投資率(対 GNP 比)	26.1%	23.5%	25%
民間投資率(同上)	14.1%	12.5%	16%
雇用創出数	32 万 2 千人	37 万 2 千人	41 万 2 千人
失業率	15.1%	14.3%	13.4%
輸出			
成長率(年平均)	7.4%	8.6%	9.8%
対 GNP 比	−	22.2%	37.3%
市場占有率	−	0.7%	1%
政府財政			
経常赤字	3.5%	2.4%	2.6%
対外債務	52.3%	47.9%	39.1%
財政赤字	3.0%	3.1%	2.5%
インフレ率	3.3%	4.5%	2.8%
社会開発			
平均余命	72.9 歳	73.6 歳	76.5 歳
非識字率(15−29 歳)	-	5.7%	1%
高等教育進学率 (20−24 歳)	23.2%	34.3%	45.5%
社会保障制度 (カバー率)	84.2%	90.4%	97%
地方電化率	81.7%	98.7%	−
地方給水率	81.7%	91.6%	−

出所:The 10th development plan, The 11th development plan

2−2−2 第 11 次経済社会開発計画

2007 年に政府が公表した第 11 次開発計画は、産業の競争力向上と、国内格差の是正の両者のバランスに配慮した内容となっている。本報告書作成時点(2008 年 3 月)においては、指針書が公表されているのみで、セクター計画を兼ねた詳細な開発計画は公表されていないが、上位目標として(1)一人当たり所得の向上と失業率の改善に資する経済成長の実現、(2)人間開発指標の改善に資する所得分配策、中産階級支援と貧困削減策、が掲げられている。これらの実現に向けた開発政策として、①雇用創出、②投資促進と企業設立の増加、③輸出促進と国際経済への統合の強化、④財政政策の均衡化、⑤人的資源の付加価値と社会開発の強化、を重

点分野としている。

表 2-16 は、第 11 次開発計画の投資額（計画値）を示したものである。第 10 次開発計画は FDI による資金調達を見込んでいたが、実際の流入量が当初の計画値を下回ったこともあり、第 11 次開発計画においては、海外資本市場からの資金調達を増加させることとしている。加えて、コンセッション方式など新たな資金調達メカニズムの導入も検討している。

表 2- 16　第 11 次開発計画の投資額（計画）

	計画値（2007 年）	
	金額 （百万 TND）	割合
国内資金	**59,702**	**72.9**
対外資金	**22,237**	**27.1**
贈与	(620)	(2.8)
海外直接投資等	(8,465)	(38.0)
借入	(5,650)	(25.4)
商業借入	(7,502)	(33.7)
合計	**81,939**	**100**

出所：The 11th development plan

２－３ ドナーの動向

チュニジアの主要ドナーは、世界銀行、EU、アフリカ開発銀行、イスラム開発銀行、フランス、日本、ドイツである。フランスは金額面で最大のドナーであり、その後にEU、日本が続いている。表 2-17 は、2002－06 年の間の主要ドナーの支出純額を示したものである。

表 2- 17 主要ドナーのディスバース額（ネット、DAC 集計ベース）

単位：百万ドル

ドナー	2002 年	2003 年	2004 年	2005 年	2006 年	2002-06 年
フランス	96.6	107.6	141.4	182.3	176.3	**704.2**
日本	63.3	85.5	59.7	51.1	18.6	**278.2**
ドイツ	-5.2	11.7	12.3	29.0	39.6	**87.4**
スペイン	7.4	12.6	9.7	5.6	15.9	**51.1**
イギリス	..	..	..	21.2	16.5	**37.7**
アラブ諸国	42.5	-5.1	0.0	-8.3	-9.2	**19.9**
アラブ開発基金	-2.7	-1.5	3.0	1.3	-3.1	**-2.9**
米国	-20.8	-17.2	-15.7	-15.2	-12.8	**-81.6**
EU	77.0	94.8	89.9	96.6	149.3	**507.6**
全ドナー総計[36]	**264.7**	**297.7**	**327.6**	**365.0**	**432.0**	**1,686.9**

出所：OECD-DAC 統計ウェブサイトより作成。データは 2008 年 1 月時点

以下では、主要ドナーごとに（1）支援ツール、（2）第 10 次開発計画期間における支援重点分野、（3）今後のチュニジア支援の方向性について整理し、最後に、ドナー協調の状況につき簡潔に述べる[37]。

[36] 世界銀行及びアフリカ開発銀行のデータは OECD-DAC ウェブサイト上に記載がないため、この総計に含まれていない。

[37] 各ドナーの支援分野一覧及びドナーの動向全般については、3-1-2 の記述及び表 3-2 を参照ありたい

２－３－１　国際機関

１．世界銀行

世界銀行はチュニジアに常駐事務所を置かず、ワシントン DC 本部の国担当と、アフリカ開発銀行内に設置されたリエゾン・オフィスが連携して支援を行っている。近年、対チュニジア支援ツールは多様化しており、通常の支援形態に加え、2003 年には世界銀行の融資にリンクしたヘッジ商品の活用が可能となる MDA(Master Derivative Agreement)を締結した初の途上国となった。

世界銀行の対チュニジア支援戦略（CAS）は、2000－04 年を対象とする前 CAS（以下 2000CAS）と2005－08 年を対象とする現行 CAS（以下 2005CAS）に分かれている。2000CAS は、第 9 次開発計画を軸としつつも第 10 次開発計画の方向性も取り込み、(1)人間開発支援、(2)EU 市場との統合に向けた経済改革支援、(3)組織制度の近代化、を重点支援分野とし、2005CAS は、過去の支援に対する評価を踏まえ、(1)競争力の向上、(2)人材育成、(3)社会サービスの拡充を重点分野として、毎年 2～3 億ドルの支援を供与することとしている。

なお、過去の支援に対する評価として、世界銀行がイスラム開発銀行と合同で実施した国別評価調査[38]があるが、同報告書は、評価対象期間（1990 年代～2003 年）の終了済案件に対する評価格付けは高く、評価当時のポートフォリオも他国と比べてリスクが低いとしている（表 2-18）。同報告書は、世界銀行の支援は、MDGsをはじめ貿易自由化や民間セクター開発、金融セクター改革等の進展に貢献したとし、あわせてチュニジア政府の高いオーナーシップを評価している。その一方で、各種改革の進展が遅く、ビジネス環境の改善に時間を要する点を課題として挙げ、FDI も含めた民間投資が期待よりも低い水準で推移する場合、今後の資金調達にも問題が生じる可能性があるとしている。

表 2- 18　チュニジアと他の北アフリカ諸国のパフォーマンス（1990～2003 年）

	コミット額	アウトカム	持続性	インパクト
	（単位：百万ドル）	達成度(%)	(%)	(%)
チュニジア	2,367	81.8	83.8	41.0
アルジェリア	3,253	45.8	7.2	21.0
エジプト	2,025	83.2	39.5	34.0
モロッコ	4,736	67.2	38.0	58.9

出所：World Bank, 2005, *Republic of Tunisia, Country Assistance Strategy FY05-08, Annex2 Tunisia 2000 CAS Achievement Report*

[38] OECD/World Bank, 2004, *Republic of Tunisia, Country Assistance Evaluation*

今後の支援の方向性として、世界銀行は、従来の支援に加え、チュニジアへの能力構築支援が中東・北アフリカ及びサブサハラ・アフリカ地域の能力構築にも寄与するとの考えから、CITET 等の地域研究機関との連携を強化し、チュニジアを右地域の能力構築にかかる中核(hub)とすることを目している[39]。

2. EU

EU は、1977 年以降チュニジアに対し、政治・経済・文化の多方面における支援を展開し、1995 年以降は MEDA プログラム（南地中海諸国向けプログラム）[40]による技術・資金協力と欧州投資銀行による融資を行っている。また、市民社会を対象とした支援は、民主主義と人権のための欧州イニシアティブ(EIDHR : European Initiative for Democracy and Human Rights)という別プログラムの下で行われている[41]。近年、支援の多くが財政支援（セクター財政支援、マクロ構造調整融資）として供与されており、2005 年度は 65%が財政支援となっている[42]。

EU の 2002－06 年の国別戦略文書(Country Strategy Paper)は、（1）グッド･ガバナンス、（2）貿易自由化と途上国間の統合の強化、（3）経済改革（金融セクター改革）と民間セクターの強化（産業レベルアップ支援）、（4）インフラ整備（海上・空路輸送と通信）、（5）公共サービス（上下水道サービス）拡充、（6）人間開発（高等教育、職業訓練等）と社会保障の拡充、の 6 分野を重点支援分野としている。なお、具体的なプログラムは 2～3 年ごとのローリング・プランである National Indicative Programme に記載されており、2005－06 年の National Indicative Programme は、2004 年に公表された欧州近隣化政策[43]を踏まえ、2010 年に予定されている欧州との自由貿易地域創設に向けた支援を行うこととしている。また、EU は、加盟国それぞれの支援が補完的となるよう協調を主導している。

なお、欧州投資銀行は、1996 年よりインフラ整備への融資を行っているが、2002 年に地中海諸国の経済自由化や民間セクター開発支援等を目的とした、欧州・地中海投資パートナーシップ(FEMIP:Facility for Euro-Mediterranean Investment and Partnership)が設置されて以降、同プログラムの下で合計 1,283 百万€の融資を行っている[44]。2005 年には FEMIP 事務所がチュニスに開設され、経済インフラ整備、

[39] World Bank 2005, *Country Assistance Strategy FY2005-08*, p30

[40] 2010 年までに欧州との自由貿易地域創設にかかる協定を締結した地中海諸国（アルジェリア、エジプト、ヨルダン、レバノン、モロッコ、シリア、チュニジア、トルコ、パレスチナ）を対象とした支援プログラム

[41] 現在（2007 年）は、Democracy and Human Rights プログラムに名称を変更した

[42] その背景として、チュニジア政府の援助吸収能力の高さや、財政管理能力に対する信頼、オーナーシップの高さなどが挙げられている

[43] 既存の協力枠組みを強化するものであると同時に、対象国における政治・経済改革を、支援を通じて安定・安全・繁栄の領域を拡大するという EU の戦略的関心を示すものである

[44] FEMIP 対象国は、MEDA プログラム対象国にガザ地区を加えたものであり、過去 5 年間で合計 €6,552,257,957 が供与されている。支援規模で見ると、チュニジアはエジプトについて 2 位である

環境、民間セクター開発を中心とした支援が行われている。

３．アフリカ開発銀行

アフリカ開発銀行は、1968 年よりチュニジアに支援を行っている。2006 年時点のポートフォリオ（18 案件）は良好(0-3 のスケールのうち 2.5)とされ、2002 年に同行がチュニスに移転して以降、案件管理が向上したと評価されている。

主な支援ツールは、プロジェクト型支援、金融機関への貸付、経常収支支援であるが、特にディスバースの迅速な経常収支支援（財政支援）による産業レベルアップ支援は効果的であったとして、今後も活用していく考えを示している。

2002－04 年の国別戦略文書(Country Strategy Document)は 2006 年まで延長され、第 10 次開発計画と実質的に整合性のとれた内容となっている。上記期間の支援重点分野は、（1）経済・財政改革支援、（2）インフラ整備、（3）人材育成、（4）生産部門支援、（5）民間セクター開発、である。

４．イスラム開発銀行

イスラム開発銀行は 1976 年より、主に産業化、公共セクター、農業・農村開発、金融セクター等への支援を行っている。同行の支援国別支援戦略やプロジェクト概要等は未公表であるが、前述の世界銀行との合同評価報告書において、事後評価が終了した 11 案件のうち 10 案件は「成功(successfully)」であったとしている。また、近年チュニジアに対する支援が減少した理由として、チュニジアが中・高所得国との位置付けになり譲許的資金の活用が減少してきた点と、イスラム開発銀行の支援条件が他ドナー（欧州ドナー）に比べて競争的ではなかった点を挙げており、2003 年以降は、為替リスクを地銀や保険会社と負担する新たな資金協力方式を導入している。

２－３－２ 他の二国間機関

１．フランス

フランスはチュニジアに対し、経済協力のほか、企業支援、文化協力等も含めた幅広い支援を展開している。両国間の協力枠組みは、2003 年に締結された「文化・科学技術・技術協力協定(Convention de coopération culturelle, scientifique et technique)」に依拠するが、経済協力については、2006 年に策定された対チュニジア支援文書である「パートナーシップ枠組み文書(DCP:Document Cadre de Partenariat,2006-2010 年）」を軸に、援助実施機関であるフランス開発庁(AFD:

Agence Française de Développement)を中心とした支援が行われている[45]。主な支援ツールは、AFDによる技術・資金協力のほか、AFD傘下のフランス政府系開発財務機関であるプロパルコ(PROPARCO：Promotion et Participation pour la Coopération Economique)が民間セクターへの貸付を行っている。

DCPは、2004年の大統領プログラムと第10次開発計画の方向性を踏まえ、(1)企業の近代化と経済の競争力強化(産業レベルアップ・プログラム参加企業への融資、職業訓練の近代化(工業、観光業、農業)、インフラ整備)、(2)住民の生活改善(下水整備を中心とした都市開発、地方給水を中心とする地方開発)、(3)持続的環境(自然資源管理、電力管理等)、を重点分野としている。また、上記分野に加え、横断的課題として(1)公共セクターの近代化、(2)情報社会の構築に向けた支援(テクノポール支援を通した高等教育、科学技術支援)、を挙げている。

2. ドイツ

ドイツの支援は、ドイツ外務省(BMZ: Bundesministerium für. Wirtschaftliche Zusammenarbeit und Entwicklung)の策定する援助政策の下、技術協力実施機関のGTZ(ドイツ技術協力公社)と開発金融機関のKfW(ドイツ復興金融公庫)の2機関が支援を行っている[46]。ドイツの国別支援戦略文書は非公開文書であるが、2000年以降支援分野を絞りこみ、(1)環境保護(上下水道、廃棄物処理、水資源管理、植林、土壌劣化防止、再生可能エネルギー等)、(2)産業レベルアップ支援(中小企業育成、職業訓練)に集中した支援を行っている[47]。

２－３－３ ドナー協調の状況

全般として、チュニジアにおけるドナー協調は進展していないが、その理由として、チュニジア政府自身が強いオーナーシップを持って、ドナーとの協議・調整を行っていることが挙げられる。この強いオーナーシップのお陰で、一部の途上国でみられるようなドナー間で矛盾するプロジェクトを実施するといった事態は起こらず、そうした意味でのドナー間協調も不要であるといえよう。日本も、環境支援やインフラ整備等の特定プロジェクトごとに適宜協調・連携を行っている。

また、2006年よりEU主導によるドナー間の調整、協議の場(ラウンドテーブルに

[45] AFDによる支援は1992年に開始され、2001年以降は年間1億€以上が供与されている

[46] GTZは1975年以降、KfWは1961年より支援を行っている。GTZの支援状況はGTZ“GTZ in Tunisia”(http://www.gtz.de/en/weltweit/maghreb-naher-osten/681.htm)、KfWの支援状況についてはKfW“Priority Areas of Cooperation in Tunisia”(http://www.kfw-entwicklungsbank.de/EN_Home/Countries_and_Projects/Nordafrika44/Tunisia86/Priority_Areas_Tunisia.pdf)を参照

[47] ドイツの対チュニジア支援重点分野は下記(在チュニジアドイツ大使館ウェブサイト)を参照(http://www.tunis.diplo.de/Vertretung/tunis/fr/05/Wirtschaftliche__Zusammenarbeit/Wirtschaftliche_20Zusammenarbeit.html)

相当するもの）が設置され、①社会セクター、②経済ガバナンス改革、③民間セクター、④インフラ・環境・自然資源、⑤ガバナンス（民主主義・司法・市民社会）の5つのグループが設置された。現状では、ドナー会合は開始されたばかりであり、今後、年に数回のペースでグループごとに議論が行われる予定である[48]。
なお、世界銀行やアフリカ開発銀行、EU/EIB はパラレル融資による協調を行っているためアド･ホックな形ではあるが協調を行っているほか、EU は加盟国間の役割分担の整理・明確化を主導することとしている。

２－３－４　政治的ガバナンスへの支援の在り方

チュニジアの政治的ガバナンスの現状については第２章２－１－１の2で前述した通りであるが、この改善に向けた支援を、他ドナー（EU、フランス、世界銀行）も苦心しながら行っているのが現状である。

対象国における人権・ガバナンス状況を重視する EU は、その開発援助指針やMEDA プログラムの中で政治的ガバナンスの改善を優先課題の１つと掲げている。2002－06 年の国別戦略文書は、チュニジアにおける言論及び集会の自由が十分に尊重されていないとの人権擁護団体からの批判[49]を引用し、2002－04 年の National Indicative Programme 期間中は、EIDHR プログラム下でメディアや市民社会の強化を支援することとしていた。しかし、2005-06 年の National Indicative Programme では、かかる第 3 世代支援（グッド･ガバナンス支援）は扱いが難しく（tricky）、市民社会支援プロジェクトは結局実現できず、メディア及び司法改革支援プロジェクトが締結されたばかりと記載されている[50]。2007－13 年の国別戦略文書においても、司法制度の不備や報道の自由などがチュニジアの中期的な発展への大きな制約となっている点を指摘しながらも[51]、前の支援期間（2002－06 年）における第 3 世代支援の実施が困難であったとの教訓を踏まえ[52]、当面は経済ガバナンスを重視しつつ、メディア・司法改革プロジェクトの実施を推進する方針を示している。

このように、政治的ガバナンス支援からは一歩引いた感のある EU であるが、他ドナーも同様に様々な工夫を行いながら支援を行っている。

フランスの場合、人権やガバナンスといった問題については首脳レベルで話し合われており、2007 年 7 月のサルコジ・ベンアリ会談においても言及されたとして、改善の方策を模索している一方、外交上の配慮もあり複雑であるとしている。現在のところは、女性や子供を支援している NGO を通して改善しようとしているが、手探りの状態であるとの話があった[53]。

---

[48] 2006 年度 JICA 国別事業実施計画　チュニジア
[49] 2002－06 国別戦略文書 8 ページ
[50] 2005－06 年 EU による National Indicative Programme 2 ページ
[51] 2007－13 年国別戦略文書 5－6 ページ
[52] 同上 12 ページ
[53] 現地調査インタビューより

また、世界銀行は、ガバナンスや市民社会との対話について、比較優位のあるEUと協調することとしている[54]ほか、2005年にはアフリカ開発銀行と共同で、マグレブ3か国（アルジェリア、モロッコ、チュニジア）を対象としたラウンドテーブルを開催[55]し、ガバナンスを議題の1つに掲げて提言をとりまとめている[56]。また、2007年には同行のガバナンス・反汚職戦略の策定に際し地域ごとに協議を行ったが、同年4月にチュニスで開催された中東・北アフリカ地域会合においても、チュニジアをはじめとする5か国の政府関係者やドナー、メディアや市民社会等の幅広いアクターを招聘し、ガバナンスの重要性にかかる議論の場を間接的に作り出している[57]。

これらのアプローチをまとめると、（1）他ドナーとの協調による支援、（2）中近東・北アフリカ地域全体のプログラムの一環としてチュニジアを支援、となり、主な対象者は市民社会やメディアとなる。とはいえ、現地調査を通し、市民社会の多くが政府の息のかかった団体であるとドナーからの指摘があったほか、政府との関連がない市民団体の場合は、事務所の賃貸や会合開催に許可が下りず、メール等も行政当局による閲覧を受けているとの話があった。また、NGOの能力自体もおおむね低いため、能力強化から始める必要がある点もドナーより指摘された。このように、実施段階で難しい面はあるものの、できる部分から支援を行っていくのが現実的な方法であろう。

政治・経済面でEUやフランスほどチュニジアとの密接な関係を持たない日本ではあるが、そのODA大綱の基本方針の中で、グッド・ガバナンスの重要性につき言及している。また、政治的ガバナンスの改善は産業の競争力向上にも不可欠な要素であるゆえ、日本の重点支援分野の1つである競争力向上を側面支援するものとして、政治的ガバナンスの改善に資する支援も今後検討する必要があるだろう。

その際は、政治的ガバナンスの改善は一国では対応できない分野であるので、EU やフランス等、同じような懸念を有しつつバランスを取ったアプローチを行ってい

---

[54] World Bank ,2005, *Country assistance strategy FY2005-08*

[55] http://web.worldbank.org/WBSITE/EXTERNAL/COUNTRIES/MENAEXT/TUNISIAEXTN/0,,contentMDK:20528105~pagePK:141137~piPK:141127~theSitePK:310015,00.html

[56] http://siteresources.worldbank.org/INTTUNISIA/Resources/Gouvernance+recommandations.pdf

[57]会合の概要は World Bank, 2007 “Strengthening World Bank group engagement on governance and anti-corruption consultation-feedback”を参照ありたい。同文書では、ガバナンスに関する、各ステークホルダーの意見がまとめられているが、なかでも、市民社会代表の意見は手厳しい。すなわち、チュニジアにおける汚職が深刻であるといった指摘や、アムネスティ・インターナショナル等の国際的NGOが発行する報告書やその他のガバナンス指標が国内で入手できないことへの不満、また、そのように事実を隠すのは後ろめたいことがあるからであろうといった意見などである。したがって、市民社会代表は、かかる議論の場が設けられたことを評価している。他方、ガバナンスにおける今後の世界銀行の関与の在り方について、政府側は「世界銀行は政府を信頼せず、代わりに市民社会を信頼するといったメッセージを送っているように受け取れるが、これは主権侵害（serious breach of sovereignty）である。市民社会との協働を望むのであれば、まず政府を通すのが筋であり、それ以外の方法では両者間の緊張を高めるばかりである」と指摘している

る他ドナーと協調していくのが望ましいであろう。

２－４　日本の対チュニジア援助動向

２－４－１　対チュニジア援助の基本方針

外務省によると、対チュニジア支援の意義は以下のとおりとなっている[58]。

「チュニジアは、地中海・アフリカ・中東アラブ諸国にとり戦略的に重要な位置を占めており、また、欧州市場を見据えた日本企業の潜在的な投資先としての可能性が高いことから、同国が今後も安定した政治・社会経済政策を維持・追求することは極めて重要である。他方、化石燃料を含む資源は限られており、依然として資金面・技術面で海外からの支援を必要としている。また、独立以来チュニジアは親日的な国であり、要人往来も頻繁に行われており、2006 年には外交関係樹立 50 周年を迎えている。バランスのとれた政治的・経済的政策を進めている日本が、中東とアフリカが融合した独特の文化を有し、穏健なイスラム社会の中で開発・近代化を進める地政学的に重要なチュニジアとの関係強化を遂行することは、同国のみならず、同国を通じた地域の安定的発展のために重要であることから、ODA を実施している。」

政治的に安定し、欧米諸国とも友好的な関係を構築しているチュニジアは、中東和平やアラブ・マグレブ連合を通じたマグレブ地域の安定にも積極的に関与しており、同国への支援を行うことは、中東、アフリカにおける平和の構築・定着、及びアフリカ諸国の発展を重要な外交政策と位置付けている日本の政策とも合致しているといえる。

日本の対チュニジア支援は、円借款及び技術協力を中心に、産業のレベルアップ支援、水資源開発・管理への支援、環境への取組に対する支援を重点分野として実行することを基本方針としている。チュニジアの一人当たり GNI は 2,970 ドルと比較的高いことから、対チュニジア支援を実施する際は、経済発展のための基盤となる人材育成や産業競争力の強化につながるような支援が重点的に行われている。また、中東地域において技術面で相対的に先進国であるチュニジアに対しては日本が強みを持つ技術を移転することで高い援助効果を得られると考えられることから、インフラ整備や水産資源の開発・管理等日本が比較優位性を持つ技術技能・ノウハウの移転を実施している。

対チュニジア国別援助計画では、チュニジアの開発上の主要課題として、産業競争力の強化、水資源管理・開発、農業・水産業開発、観光振興、環境問題及び地域間格差の是正の 5 点を掲げており、なかでも日本として中・長期的な観点から、特に優先的に取り組むべき課題として、3 つの重点分野を設定している。

対チュニジア国別援助計画における対チュニジア支援の重点分野は、①産業の

[58] 外務省、「国別データブック 2006 年度版」

レベルアップ支援、②水資源開発・管理への支援、③環境への取組に対する支援の3 点である。いずれも、チュニジアの発展において重要な産業の競争力向上や、希少な水資源の管理を目的としており、同国のニーズを反映した方針となっている。また同援助計画には、これらの重点分野へ援助を実施していく際、教育や人材育成にも配慮していくと述べられている。

図 2- 4 対チュニジア国別援助計画における重点分野

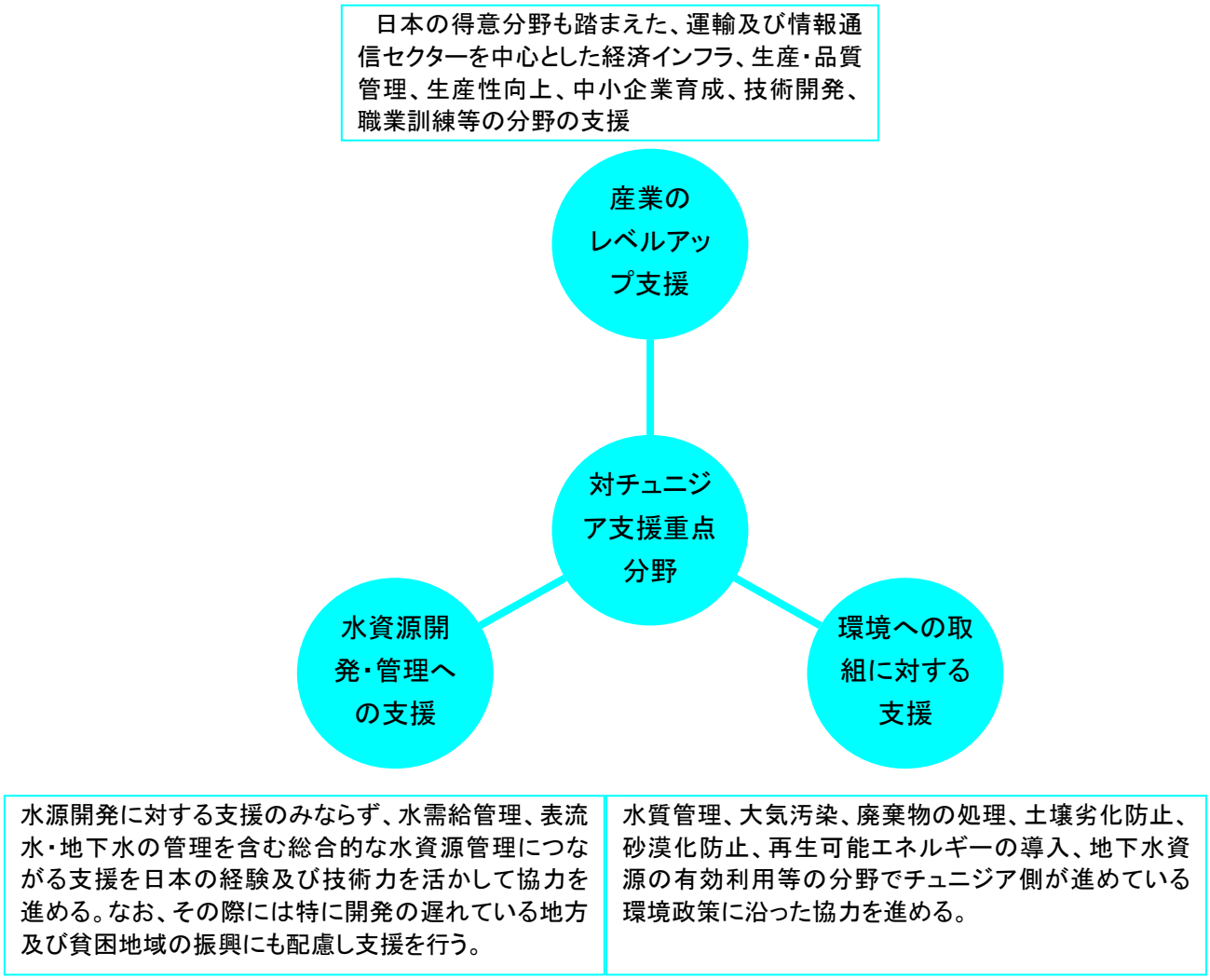

２－４－２　援助の実績

日本は 1977 年よりチュニジアに対して円借款を供与しており、1996 年からチュニジアは年次供与国となっている。1996 年～2006 年の間にチュニジアに対して供与された円借款の支出純額累計（すなわち、貸付実行総額から元本の返済額を引いたもの）は 4 億 3,032 万ドルである。チュニジアはいわゆる中進国入りを目前とした比較的経済水準の高い準中進国であることから、草の根・人間の安全保障無償資金協力は小規模ながら実施されているものの、現在一般プロジェクト無償資金協力は行われていない。

日本の対チュニジア支援実績は以下のとおり。

表 2- 19 日本の対チュニジア ODA 実績 （1996～2006 年）（支出純額、単位百万ドル）

年	政府貸付等	無償資金協力	技術協力	合計
1996	6.43	-	6.71	13.14
1997	22.48	0.34	6.54	29.36
1998	32.01	7.28	6.40	45.69
1999	21.51	0.78	7.56	29.85
2000	52.97	3.30	15.85	72.12
2001	70.68	4.04	13.74	88.46
2002	47.92	7.10	8.26	63.28
2003	74.08	1.09	10.35	85.52
2004	50.84	0.31	8.59	59.74
2005	41.44	0.57	9.08	51.09
2006	9.96	0.19	8.41	18.56
累計	430.32	25.00	101.49	556.81

出所： 外務省「ODA 国別データブック」2002 年、2004 年、2006 年、2007 年の各年度版より作成（チュニジア）

*政府貸付等及び無償資金協力はこれまでに交換公文で決定した約束額のうち当該暦年中に実際に供与された金額（政府貸付等については、チュニジア側の返済金額を差し引いた金額）。

*技術協力は、JICA によるもののほか、関係省庁及び地方自治体による技術協力を含む。

図 2- 5 日本の対チュニジア ODA 実績 （DAC 集計ベース・支出総額）

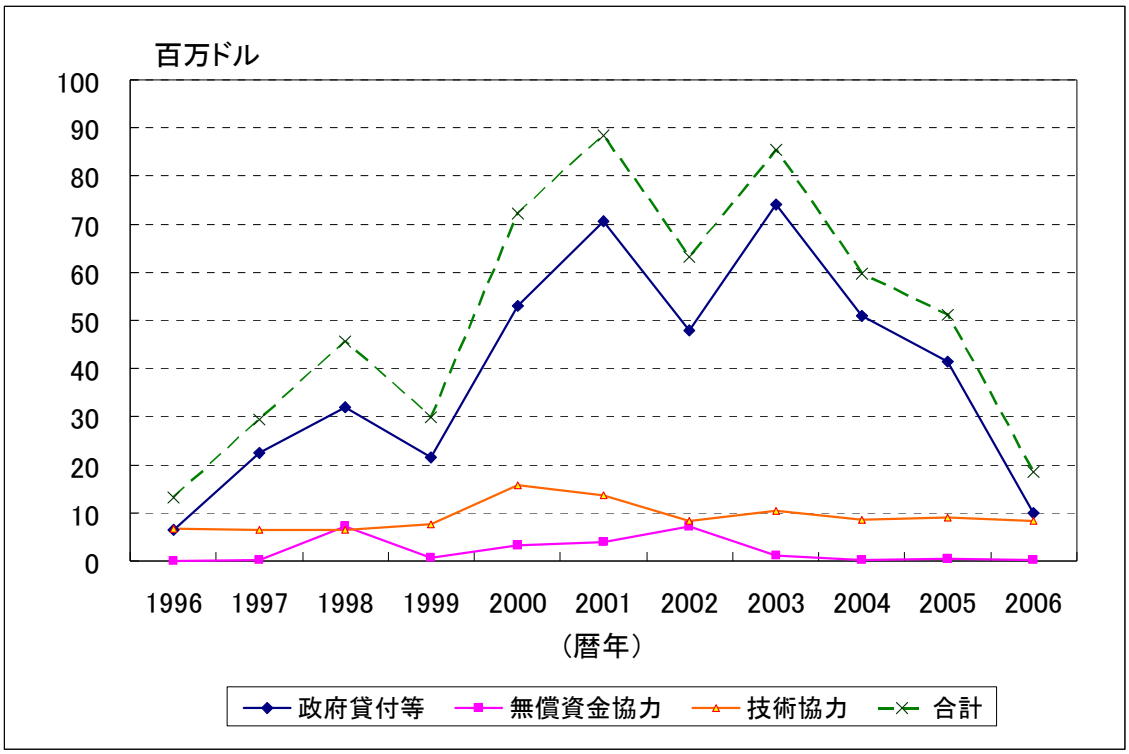

出所： 外務省「ODA 国別データブック」2002 年、2004 年、2006 年、2007 年の各年度版より作成

1. 無償資金協力

（1）一般プロジェクト無償資金協力

前述のとおり、チュニジアの一人当たりGNI は既に高い水準にあることから、現在一般プロジェクト無償資金協力の対象国となっていない。ただし、水産無償資金協力については、2001 年に実施された「マハディア漁業職業訓練センター機材整備計画」の実績がある。

（2）文化無償資金協力

日本は、表 2-20 に示すとおり、文化無償資金協力により、チュニジアのせかい文化遺産であるカルタゴ・ローマ遺跡群の調査・発掘に係る支援を実施したり、障害者のスポーツ振興のために同資金協力を活用している。

表 2- 19 過去に実施された一般プロジェクト無償資金協力、文化無償資金協力

年度	案件名（被供与団体）	種別	供与限度額
2003	障害者スポーツ連盟に対する文化無償協力（障害者スポーツ連盟）	文化	4,300 万円
2002	バルドー博物館に対する文化無償協力	文化	2,310 万円
2001	「カルタゴ・ローマ遺跡群調査・発掘機材整備計画」に対する文化遺産無償	文化	1 億 5,550 万円
2001	「マハディア漁業職業訓練センター機材整備計画」に対する無償資金協力	一般	7 億 8,900 万円
2001	ラシディア・チュニジア音楽学院に対する視聴覚機材の供与	草の根文化	3,384 万円
2000	カルタゴ文化センターに対するピアノの供与	草の根文化	5,208 万円

（3）草の根・人間の安全保障無償資金協力

草の根・人間の安全保障無償資金協力では、民生環境、教育研究、医療保険の 3 分野を中心に支援が行われている。特に、障害者や女性に対する支援や小学校建設、医療設備の供与が多く実施されているほか、都市部と農村部の格差是正のための支援に重点が置かれている。

図 2- 5 対チュニジア 草の根・人間の安全保障無償資金協力実績
（2001 年～2005 年）

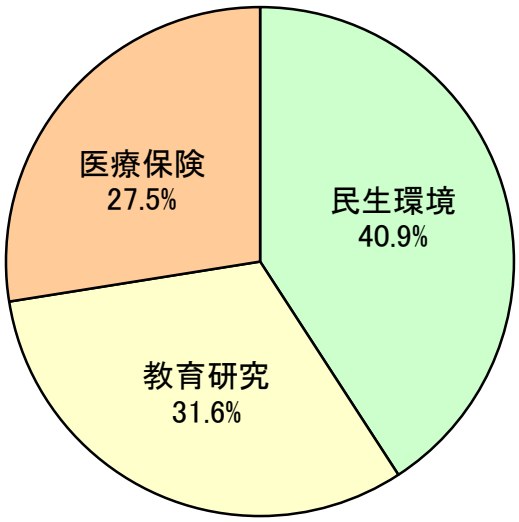

表 2- 20　対チュニジア草の根・人間の安全保障無償資金協力実績（2001～2005 年）

年度	案件名	供与限度額（円）
民生環境		**73,741,892**
2005	カスリーヌ県身体障害者及び腎疾患者のための車両・機材購入計画	2,657,440
2005	ケリビア市ゴミ分別センター建設計画	5,485,832
2005	ルゲブ市知的障害者のための職業訓練機材供与計画	675,920
2005	イブン・ハルドゥーン市場整備計画	9,704,688
2004	エルオムラン幼稚園施設修繕・機材供与計画	1,000,320
2004	テストゥール障害者のためのミニバス供与計画	4,942,208
2004	タジウィン障害者通学送迎のためのミニバス購入計画	4,942,208
2003	ナブール市未婚の母に対する支援施設建設及び機材購入計画	1,882,413
2003	コルバ地区障害者のためのミニバス購入計画	4,857,957
2002	セネド障害者協会機材購入計画	2,646,864
2002	知的・身体障害児のための通学用ミニバス購入計画	4,901,472
2002	ガベス孤児保護センター建設及び機材購入計画	6,102,648
2002	マハレス孤児院のためのミニバス購入計画	4,901,472
2001	モクニン精神障害者のためのミニバス購入計画	4,401,500
2001	身体障害者のための移動用ミニバス購入計画	2,342,300
2001	エッタファーエル協会ミニバス購入計画	4,401,500
2001	マンヌーバ精神障害者緊急輸送手段整備計画	2,973,100
2001	タメルザ郡環境美化計画	1,368,100
2001	チュニス在宅重度障害者支援センター改修計画	2,591,355
2001	孤児のための教育施設整備計画	962,595
教育研究		**56,925,567**
2005	ベジャ・ヘンシー・アブドゥラザク小学校教室等整備計画	5,230,832
2005	ベジャ北部エル・ギーリア小学校整備計画	5,146,104
2003	タバルカ小学校整備計画	6,706,908
2003	農村女性の訓練用裁縫関連機材購入計画	931,554
2003	ブアラダ地区小学校機材整備計画	2,430,909
2003	ウレド・スイス小学校整備計画	3,932,136
2002	メトリヌ市カップ・ゼビブ及びエル・グアリア小学校 2 校整備計画	4,429,944
2001	カズナダール青少年の家整備計画	6,155,600
2001	マグレブ青少年の家職業訓練支援計画	3,431,100
2001	アイン・ドラハム青年の家整備・機材計画	4,980,300
2001	テブルバ・エル・ハワリア小学校整備計画	6,634,400
2001	ウエド・エルミ第 2・第 3 小学校整備計画	6,915,780
医療保険		**49,543,518**
2003	マハディア聴覚障害者のための施設増築及び機材購入計画	6,037,434
2002	ベン・アルース障害者農業職業訓練機材購入計画	2,562,084
2002	チュニジア南部における乳癌早期発見支援計画	5,146,524
2002	ダウン症患者のための職業訓練機材購入計画	2,364,012
2002	タメルザ病院機材整備計画	4,846,824
2002	ザルジス精神障害者センター建設計画	7,182,216
2002	スファックス精神障害者教育・職業訓練施設機材購入計画	4,751,676
2002	スファックス自閉症青少年患者のための多目的教室建設・機材購入計画	6,972,048
2001	カスリーヌ県リプロダクティブ・ヘルス教育支援計画	4,700,700
2001	チュニジア婦人協会障害児センター機材供与計画	4,980,000
合計		**180,210,977**

出所：外務省 ODA ホームページより作成

2. 技術協力

JICA による技術協力の実施累計額は 2006 年度までで 192 億 9,900 万円である。図 2-7 にて示すように、2002 年度から 2006 年度の実績は、2002 年度の 9 億円から、2003 年度 10 億 7,100 万円、2004 年度 10 億 8,300 万円と増加傾向にあったものの、2005 年度に 9 億 3,100 万円、2006 年度には 8 億 3,400 万円と縮小している（図 2-7）。

技術協力は、JICA がチュニジア開発における重点分野と位置付けている①産業レベルアップ支援、②地域間格差の是正、③対アフリカ南南協力の推進に関する内容が中心となっている。2007 年度にチュニジアにおいて実施された、もしくは実施中のプロジェクトを以下表 2-22 にて示した。

図 2－ 6　対チュニジア技術協力実施額

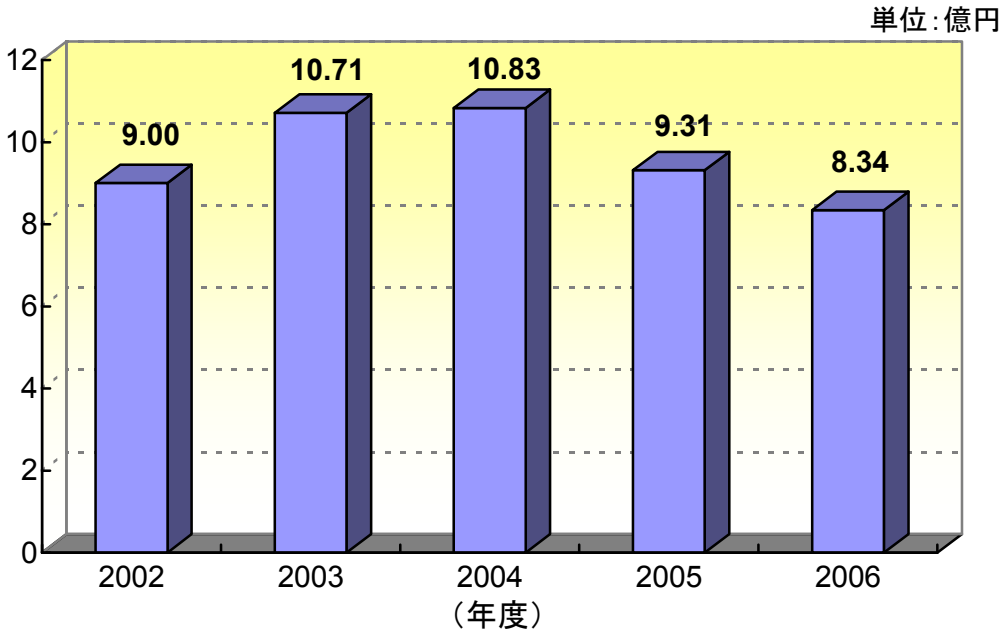

出所：JICA チュニジア事務所資料 「主要指標一覧」

表 2- 21　2007 年度にチュニジアにおいて実施された技術協力プロジェクト一覧

JICA 重点分野	案件名	実施形態	期間
産業レベルアップ支援	ボルジュ・セドリア・テクノパーク運営管理向上	技術協力プロジェクト	2006 年 8 月 ～2007 年 9 月
	バイオテクノロジー分野における研究開発評価・TLO 活用支援	個別専門家派遣	2005 年 8 月 6 日 ～2007 年 8 月 5 日
	品質向上・生産性向上マスタープラン	開発調査	2006 年 7 月 ～2008 年 6 月
	企業支援	研修員受入事業	2007 年 9 月上旬 ～2007 年 9 月中旬
地域間格差の是正と社会開発支援	沿岸水産資源持続的利用計画	技術協力プロジェクト	2005 年 5 月 ～2010 年 5 月
	メジェルダ川総合流域水管理計画	開発調査	2006 年 11 月 ～2008 年 12 月
	一村一品	研修員受入事業	2004 年～2007 年度 3 回実施 （2007 年度は 10 月下旬～11 月上旬）
対アフリカ南南協力の推進	援助調整専門家（南南協力）	個別専門家派遣	2007 年 7 月～2008 年 7 月
	青少年リプロダクティブ・ヘルス	第三国集団研修	2006 年度～2008 年度
	海洋資源調査	第三国集団研修	2003 年度～2007 年度
	都市における固形廃棄物管理	第三国集団研修	2006 年度～2008 年度

出所：JICA チュニジア事務所資料 「主要指標一覧」

（1）シニア海外ボランティア（SV）事業について

日本は 2001 年 11 月より JICA シニア海外ボランティア事業を通じてチュニジアにシニア海外ボランティアを派遣している。派遣人数は 2007 年 9 月末時点で 117 人（活動中の 27 人を含む）であり、中東地域においては、ヨルダンに続く、第二のシニア海外ボランティア派遣国となっている。準中進国であるチュニジアの国情は、高度成長期に日本で様々な経験を積んできたシニア海外ボランティア世代の活躍の場として最適であると考えられており、「産業のレベルアップ」を主軸として、地域開発、社会福祉、環境保全等の分野で展開されている[59]。

[59] JICA HP 「事業概要 7.シニア海外ボランティア」
http://www.jica.go.jp/tunisia/activities/07.html（2007 年 12 月 4 日アクセス）

図 2- 7　中東地域におけるシニア海外ボランティア派遣実績

（2007 年 9 月 30 日時点）

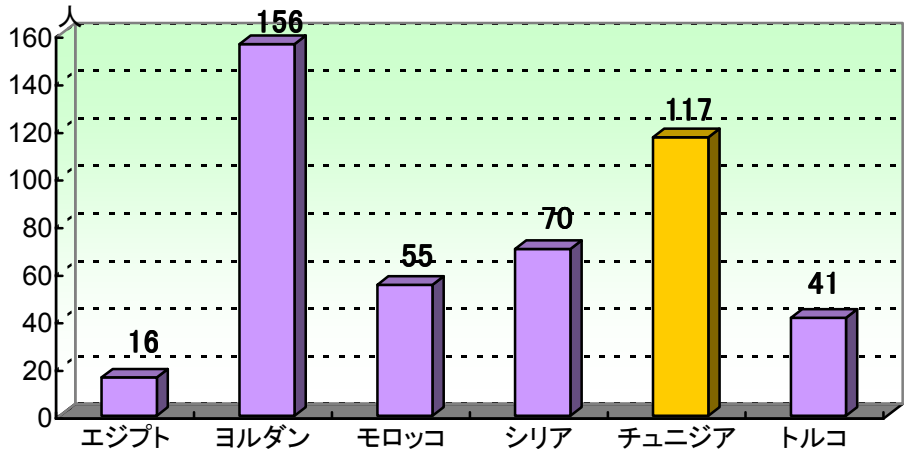

出所：JICA シニア海外ボランティアホームページ

シニア海外ボランティア以外にも、日本はチュニジアに対し、専門家や協力隊員、調査団を派遣している。またチュニジアから研修員も受け入れており、2001 年から 2005 年までに 310 名が来日し研修を受講している。

表 2- 22　JICA による対チュニジア技術協力

（単位：人）

年度	研修員受入	専門家派遣	調査団派遣	協力隊員	他ボランティア
2001	50	26	10	9	6
2002	50	14	20	7	29
2003	53	32	42	8	29
2004	83	9	31	9	12
2005	74	16	19	10	18
累計	310	97	122	43	94

出所：JICA チュニジア事務所資料 「主要指標一覧」

（2）三角協力の実施について

1999 年、日本はチュニジアと「日本・チュニジア三角協力枠組み文書」に署名し、アフリカ・中東地域において両国が協力して三角協力・南南協力を実施していくことを確認している。日本はチュニジアを対アフリカ・中東支援を促進するための重要なパートナーとして位置付けており、JICA ではリプロダクティブ・ヘルスや漁業分野において三角協力を実施している。

表 2- 23　JICA が実施している南南協力事業

分野	件名	協力予定期間	実施機関	参加国	概要
リプロダクティブ・ヘルス分野	青少年を対象としたリプロダクティブ・ヘルス教育実施能力向上	2006～2008 年度（3 年間）	国家人口家族公団（ONFP）	フランス語圏アフリカ及びアラブ諸国	フランス語圏アフリカ諸国における リプロダクティブ・ヘルス分野の指導者・普及者を育成し、啓発活動のための視聴覚教材制作手法の指導
漁業分野	海洋資源管理	2003～2007 年度（5 年間）	国家海洋科学技術研究所（INSTM）	西アフリカ諸国	西アフリカ諸国において日本政府が供与した海洋調査船の有効活用による海洋資源調査の効果的実施方法の指導
	ガボン向け漁業教官養成	2006～2008 年度（3 年間）	農業普及研修（AVFA）・スファックス漁業訓練センター	ガボン	JICA による「ガボン水産養殖専門センター」強化支援の一環として、ガボン人教官の養成研修を実施
ガバナンス分野	公共支出管理セミナー	2006～2010 年度（5 年間）	チュニジア会計検査院・財務省・アフリカ開発銀行（AfDB）	フランス語圏アフリカ諸国	フランス語圏アフリカ諸国における経済ガバナンスの改善を図るべく、公共財政管理の手法の指導

出所：JICA「南南協力事業」（http://www.jica.go.jp/tunisia/activities/05.html，アクセス日：2007 年 12 月 4 日）

3. 円借款

1996 年度から 2006 年度までに借款契約を締結したプロジェクトは 23 件であり、供与限度総額は約 1,341 億円となっている。支援内容は、対チュニジア国別援助計画における重点分野に関するプロジェクトが中心となっており、なかでも、上下水整備を含む社会的サービスが全体の 26.8%となっているほか、運輸が 25.4%、かんがい・治水・干拓事業が全体の 22.5%を占める、主要な援助対象部門となっている。また、地方給水プロジェクトや下水道整備事業といった水資源管理に係る支援が積極的に行われており、チュニジアの希少な水資源の開発・管理を支援している。2007 年には、サハラ砂漠に隣接するチュニジア南部における節水かんがい農業の促進のための支援事業の円借款貸付契約の調印が完了しており、同プロジェクトを通じた水資源の有効活用及び農業の生産性向上が期待されている。

産業レベルアップ支援の一環としては、農業セクターへの投資事業や通信網整備事業等が実施されており、経済発展に向けた産業の競争力強化及び社会インフラの整備が進められている。2007 年 3 月に融資承諾した「民間投資支援事業」では、2008 年に EU との関税撤廃を迎えたチュニジアにとって重要課題のひとつである国

際競争力の強化のために、金融機関の中小企業融資能力を強化し、中小企業の資金アクセス改善を目指している。

図 2-9 にて、円借款実績の部門別内訳を、表 2-25 にて、円借款実績のプロジェクトを一覧にして示した。さらに図 2-10 にて、プロジェクトが行われた場所を表した。

図 2- 8　対チュニジア円借款実績（1996 年度～2006 年度）

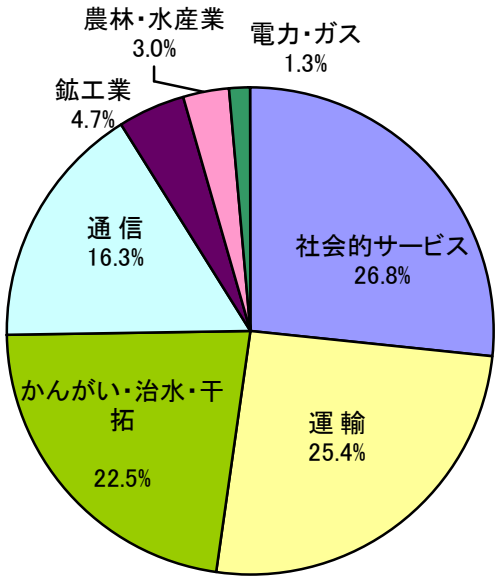

出所：JBIC（http://www.jbic.go.jp/japanese/oec/info/index.php）より　円借款案件検索結果をもとに作成（アクセス日：2008 年 2 月 18 日）

表 2- 24　対チュニジア円借款実績（1996 年度～2006 年度）（L/A ベース）

借款契約年	案件名	借款契約額（億円）
かんがい・治水・干拓		**301.38**
2006	南部オアシス節水農業支援計画	52.6
1999	水資源管理計画	71.84
1998	都市洪水対策計画	31.3
1998	バルバラかんがい計画	19.13
1998	処理済下水利用かんがい計画	17.07
1996	南部オアシス地域かんがい計画	81.06
1996	グベラートかんがい計画	26.37
1996	ジアティヌ川ダム建設計画（E/S）	2.01
社会的サービス		**358.83**
2006	ジェンドゥーバ地方給水計画	54.12
2005	ボルジュ・セドリア・テクノパーク建設計画	82.09
2004	北部地域導水計画	80.26
2003	地方給水計画（II）	44.95
2000	地方給水計画	33.52
1996	4都市下水整備計画	63.89
鉱工業		**62.77**
2006	民間投資支援計画	62.77
通信		**218.67**
2007	国営テレビ放送センター計画	40.75
2000	通信網整備計画（III）	86.53
1998	通信網整備計画（Ⅱ）	91.39
電力・ガス		**17.31**
2005	太陽光地方電化・給水計画	17.31
運輸		**340.75**
2002	エル・ジェムースファックス間高速道路建設計画	125.01
2001	首都圏通勤線電化計画	131.71
1999	ラデスーラグレット橋建設計画	84.03
農林・水産業		**40.80**
2000	総合植林計画	40.80
合計		**1,340.51**

出所：JBIC　円借款案件検索ページ。ただし、案件名は外務省の交換公文に従って、「OO　計画」とした。

図 2- 9 対チュニジア円借款プロジェクト所在地一覧[60]

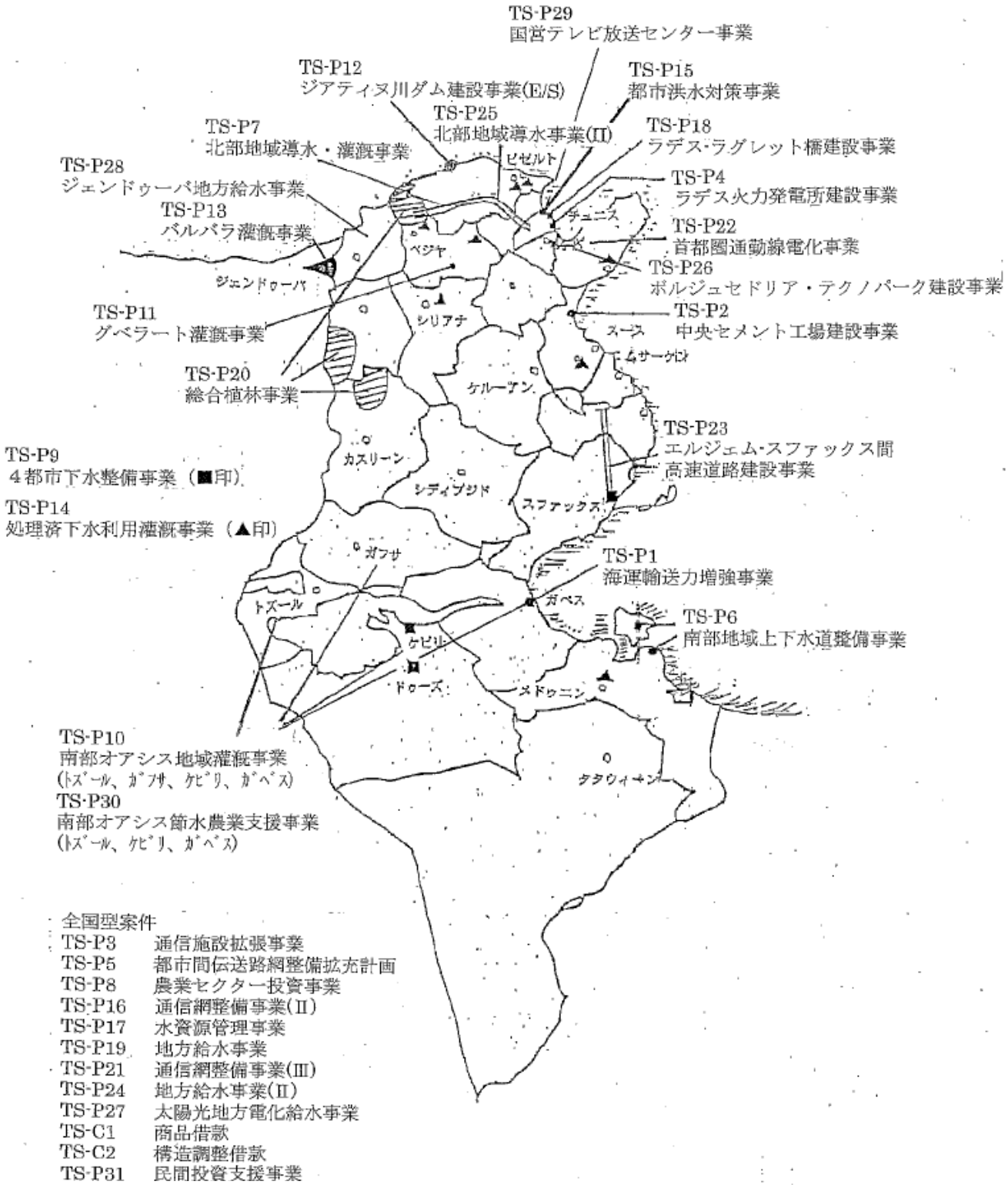

出所：JBIC

[60] JBIC では、”Project”を「～事業」と翻訳しているため、本稿における案件名「～計画」と名称が異なっている

図 2- 10　日本の対チュニジア援助重点分野における実施状況

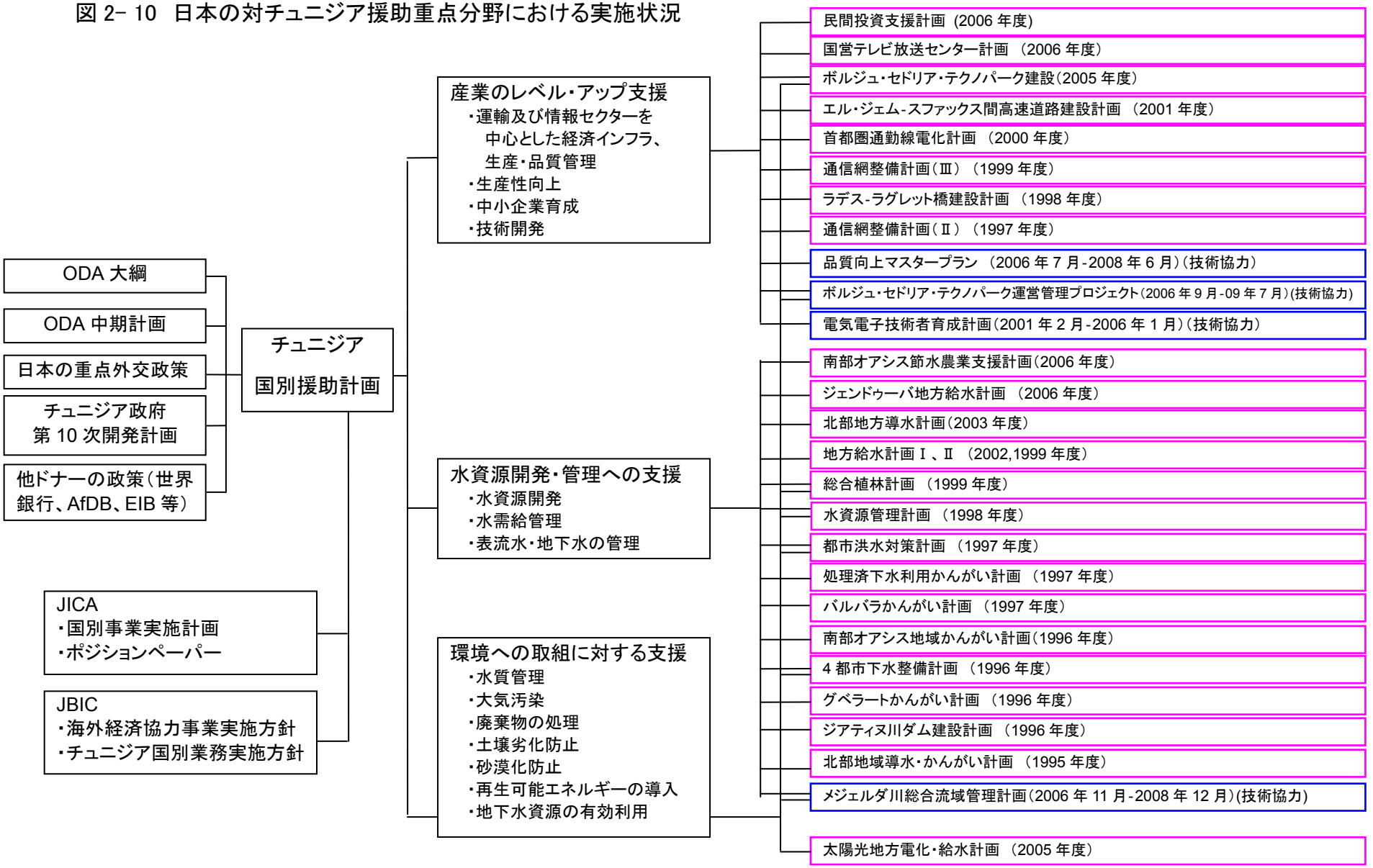

４．今後の課題

準中進国であるチュニジアは今後近い将来中進国[61]入りする可能性が高いものと考えられる。

現在の日本政府の方針によれば、中進国になると被援助国としてそれ以前の扱いとは異なる扱いを受けることとなる。例えば円借款では、それ以前より厳しい貸付条件が適用されることに加え、借款供与対象分野として、「環境」、「人材育成支援」、「防災・災害対策」及び「格差是正支援」に限定されることになる。すなわち、一般的なインフラ建設等は対象外となってしまうわけで、チュニジア側からすると、中進国入りする前に日本の ODA を活用して、いかに自国の脆弱な部分を補強しておくかという命題が重要となる。

反面、日本にとってはチュニジアのような重点支援国が中進国入りし、さらには被援助国から完全に卒業してしまうことは、ODA 本来の目的に照らして大変喜ばしいことである。援助を供与すべき国のひとつが減るばかりでなく、援助する側に回ってくれれば、先進国全体の途上国支援の負担も減ることになろう。この観点からは、チュニジアが今後順調に成長し、中進国入りを経て卒業することが日本にとって極めて重要な課題となる。そして、これを確保するためには、他の貧しい国と比べて多少一人当たり GNI が高くとも、こうした順調な成長を確保するために必要な支援をチュニジアに対して惜しんではならないということになる。

アジアにおいては、過去に日本の ODA による支援を受け、その後途上国から卒業した国が幾つか存在する[62]。アフリカにおいては、欧米諸国の手厚い援助にもかかわらず、残念ながらこうした国はまだ出現していない[63]。日本の重点支援を受けたチュニジアが将来卒業できるとすれば、これほど画期的なことはない。また、後ほど述べるように、チュニジアはサブサハラ・アフリカ諸国やアラブ諸国に対する三角協力の拠点として非常に重要であり、この観点からもチュニジアとこうした三角協力を行いつつ確実に成長・卒業にもっていくことが、日本にとっても重要と考えられる。したがって、日本の課題はチュニジアの卒業に至る筋道とそれを可能とする戦略を、他ドナーとも協議しつつ打ち立てることであろう。言わば、チュニジアの卒業コースの設計を行うことであろう。

---

[61] 2007 年 10 月 1 日から適用されている円借款供与条件表によれば、中進国の一人当たり GNI は 2005 年において 3,466US ドル以上 6,055US ドル以下となっている。したがって、チュニジアの一人当たり GNI が今後 500US ドル程度を引き上がると、中進国入りすることとなる。

[62] 台湾、韓国、シンガポール

[63] 一人当たり GNI（2005 年）では、セーシェル(8,650US ドル)、リビア(7,380US ドル)、ボツワナ（5,900US ドル）、モーリシャス（5,450US ドル）、南アフリカ（5,390US ドル）、ガボン（5,000US ドル）の 6 か国が中進国以上の水準となっている。いずれも鉱物資源や観光資源の豊富な国が主流である。